

令和5年度第1回筑紫野市地域公共交通会議 次第

日時：令和5年7月14日（金）9時30分～
場所：筑紫野市役所 4階 第403会議室

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 出席者の紹介

4. 議事

議案第1号 筑紫野市地域公共交通会議委員の変更及び追加について（協議）

議案第2号 会議の運営について（協議）

議題第3号 令和4年度筑紫野市地域公共交通会議決算案について（協議）

議案第4号 筑紫野市地域公共交通計画策定業務に係る受託事業者の決定について（報告）

議案第5号 筑紫野市地域公共交通計画策定業務の進め方について（協議）

議案第6号 星ヶ丘線のダイヤ改正について（報告）

5. 事務連絡

8. 閉会

議 事

目 次

議案第1号	筑紫野市地域公共交通会議委員の変更及び追加について	P 1
議案第2号	会議の運営について	P 2
議案第3号	令和4年度筑紫野市地域公共交通会議決算案について	P 3
議案第4号	筑紫野市地域公共交通計画策定業務に係る受託事業者の決定について	
	1. 国庫補助金の交付決定について	P 5
	2. 事業者プロポーザルについて	P 7
	3. 事業者の紹介	P 19
議案第5号	筑紫野市地域公共交通計画策定業務の進め方について	P 32
議案第6号	星ヶ丘線のダイヤ改正について	P 39

議案第1号 筑紫野市地域公共交通会議委員の変更及び追加について

筑紫野市地域公共交通会議委員名簿

任期：令和4年12月27日～令和6年12月26日

選出区分	選出機関・団体等	委員氏名
(1)筑紫野市長又はその指名する者	筑紫野市	平嶋 義伸
(2)一般乗合旅客自動車運送事業者 その他の一般旅客自動車運送事業者を代表する者	西日本鉄道(株)自動車事業本部営業部 営業第二課	中島 将吉
	(有)つくしの観光バス	今雪 寛治
	タクシー事業者 代表	森岡 壯一
(3)市民又は利用者の代表	筑紫野市コミュニティ連絡会 代表	山元 光長
	筑紫野市シニアクラブ連合会	島村 紀生
	筑紫野市身体障害者福祉協会 代表	溝田 喜彦
	筑紫野市立学校PTA協議会 代表	鳥谷 昇司
(4)一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者	西鉄バスグループ労働組合	高瀬 徹二
(5)道路管理者	福岡県那珂県土整備事務所 用地課	尋木 陽子
	筑紫野市建設部維持管理課	菊武 秀明
	福岡国道事務所 計画課	木場 和俊
(6)公安委員会又は交通管理者	筑紫野警察署 交通課	前島 雅一
(7)国土交通省九州運輸局長 又はその指名する者	福岡運輸支局(輸送担当)首席運輸企画専門官	辻 美貴善
	福岡運輸支局(企画調整担当)首席運輸企画専門官	井料 達己
(8)学識経験者	九州大学大学院工学研究院准教授	大枝 良直
(9)交通会議が必要と認める者	福岡県企画・地域振興部交通政策課	田辺 好徳
	筑紫野市健康福祉部	嘉村 千穂
	九州旅客鉄道株式会社	野田 一洋

議案第2号 会議の運営について

1. 会議の公開、傍聴、会議録等について

「筑紫野市地域公共交通会議規約」に基づく事項

「筑紫野市地域公共交通会議傍聴規程」に基づく事項

(1) 会議の公開・非公開の決定について（規約第8条第5項）

会議は、公開とする。なお、公開する部分は、議事のみとする。

(2) 傍聴人の定数について（規程第3条）

傍聴人の定数については、20名を限度とする。

(3) 会議録の調製方法及び公表（規約第18条）

会議録の調製方法は、録音機収録による要点記録とし、会長の確認後、市公式ホームページにおいて公表する。

(4) 発言者の記載方法（規約第18条）

会長・副会長・委員・事務局等の職名を記載する。なお、発言の中に委員以外の個人情報がでた場合については、個人情報部分を〇〇と記載する。

2. その他

(1) 委員名簿の公開について

市公式ホームページにおいて公開する。

(2) 傍聴人への資料の配布について

全ての資料を配布し、次第以外の資料については傍聴終了後回収する。

※参考資料（関係例規等）

筑紫野市地域公共交通会議規約集

①筑紫野市地域公共交通会議規約（P1～P4）

②筑紫野市地域公共交通会議財務規程（P5～P7）

③筑紫野市地域公共交通会議事務局規程（P8～P9）

④筑紫野市地域公共交通会議謝金及び費用弁償に関する規程（P10）

⑤筑紫野市地域公共交通会議傍聴規程（P11～P12）

令和4年度筑紫野市地域公共交通会議 決算書 (案)

1. 歳入

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	比較	摘要
1	負担金	1 負担金	90,000	90,000	0	筑紫野市負担金
2	補助金	1 補助金	0	0	0	
3	繰越金	1 繰越金	504	504	0	令和3年度繰越金
4	諸収入	1 雑入	0	0	0	
合計			90,504	90,504	0	

2. 歳出

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	比較	摘要
1	運営費	1 会議費	82,000	28,000	△54,000	報酬、費用弁償
	2 事務費	1 事務費	8,504	2,640	△5,864	振込手数料
2	事業費	1 事業費	0	0	0	
	2 事業費補助	1 事業費補助	0	0	0	
3	返還金	1 返還金	0	0	0	
4	予備費	1 予備費	0	0	0	
合計			90,504	30,640	△59,864	

※不要額の59,864円については、筑紫野市一般会計へ戻入

監 査 報 告 書

筑紫野市地域公共交通会議規約第14条第2項に基づき、令和4年度筑紫野市地域公共交通会議の出納事務について監査を行った結果、帳簿及び証拠書類は整備されており、適正に処理されていることを認めます。

令和 5 年 6 月 22 日

筑紫野市地域公共交通会議

監査委員

今野寛右

監査委員

菊武杏明

1. 国庫補助金の交付決定について

九 運 交 企 第 2 8 号

令和5年 5月16日

筑紫野市地域公共交通会議

会長 平嶋 義伸 殿

九州運輸局長

(公 印 省 略)

令和5年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通調査事業) 交付決定通知書

令和5年4月20日付けで申請のあった「令和5年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業)」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条の規定により、令和5年5月11日付け国総地第22号をもって国土交通大臣が下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

1. 補助対象事業

地域公共交通調査事業

※内容別紙

2. 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	10,120,000 円
補助金の額	金	2,500,000 円

3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る地域公共交通調査事業の実施に関する計画に即して実施するものとする。

4. 補助対象事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

(別紙)

令和5年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通調査事業) 交付決定事業

補助対象事業者名 : 筑紫野市地域公共交通会議

(単位: 円)

補助対象事業の名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
<p>【名称】 筑紫野市地域公共交通計画策定業務</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・実態調査、地区別懇談会、乗り込み調査の実施・会議運営・市民アンケート・地域の公共交通計画（マスタープラン）のとりまとめ	<p>着手予定日： 交付決定日以降</p> <p>完了予定日： 令和6年3月31日</p>	10,120,000	2,500,000

2. 事業者プロポーザルについて

筑紫野市地域公共交通計画策定業務委託に係る業者選定実施要領

1. 業務名

筑紫野市地域公共交通計画策定業務委託

2. 業務の内容

「筑紫野市地域公共交通計画策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」による。

3. 業者選定実施方式

「公募型プロポーザル方式」による。

4. 見積り上限額

本業務に係る見積りの上限額は10,120千円（消費税及び地方消費税含む）とする。

5. 発注者

筑紫野市地域公共交通会議（事務局：筑紫野市企画政策部企画政策課）

〒818-8686 福岡県筑紫野市石崎一丁目1番1号（筑紫野市役所企画政策課内）

6. 参加資格

参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- (3) 筑紫野市指名停止等の措置に関する規則に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のアからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2号第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える

- 目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 過去4年間において、同種業務の契約実績が複数あること。
- (7) 発注者と速やかに連絡及び調整を図ることができること。また、技術士法第2条に定める技術士（都市及び地方計画）又は一般社団法人都市計画コンサルタント協会の定める認定都市プランナー（交通計画）の資格を有していること。

7. 日程

項目	日程
実施要領等の公表(筑紫野市ホームページ掲載に掲載)	令和5年4月14日(金)
実施要領等に関する質問の受付期間	令和5年4月14日(金)～4月21日(金)
質問の回答	令和5年4月26日(水)
参加申込書の提出	令和5年4月26日(水)～5月15日(月)
プレゼンテーションの実施	令和5年5月19日(金)午後
審査結果の通知	令和5年5月下旬
契約の締結	令和5年6月頃 ※国の補助金の交付決定後に契約を締結するものとする。したがって、契約の締結時期については遅れる可能性もある。

※企画提案書などの受付後、提出物の内容について質疑等を行う場合がある。
各日程については目安であり、状況によっては日程を変更する場合がある。

8. 質問の受付・回答

(1) 実施要領等に対する質問の方法

本実施要領及び仕様書に関して不明な点がある場合には、質問書（任意様式で可）に必要事項等を記載し、「7. 日程」に定める期間中に電子メールで事務局に提出すること。

メールタイトルは「筑紫野市地域公共交通計画策定業務委託に関する質問」とし、提出時には別途、電話により電子メールの受信確認を行うこと。

(2) 質問の受付期間

令和5年4月14日(金)～4月21日(金)(午後5時必着)

(3) 回答方法

令和5年4月26日(水)に筑紫野市ホームページで公表するものとし、口頭による

個別対応は行わない。なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

9. 参加申込書等の提出

参加を希望する者は、実施要領、仕様書及び関係法令等の各規定を理解したうえで、次に掲げる書類を①から⑩については、各1部、⑪から⑬については、正本を1部、副本を4部提出すること。ただし、②⑤⑥は参加申込期限から3ヶ月以内に発効されたもの(写し可)に限る。

(1) 提出書類

- ①参加申込書(様式1)
- ②登記事項全部証明書
- ③誓約書(様式2)
- ④役員名簿(登記事項全部証明書に記載の就任中の役員を全て記載すること)(様式3)
- ⑤印鑑証明書
- ⑥納税(滞納のない)証明書(国税、都道府県税及び市区町村税)
- ⑦事業者概要書(任意様式)
- ⑧令和元年度から令和4年度における業務契約実績(様式4)
- ⑨委任状(支店等に参加手続き等の委任を行う場合)(様式5)
- ⑩参加資格に係る申立書(様式6)
- ⑪企画提案書(任意様式)
- ⑫本業務に係る実施体制(任意様式)
- ⑬見積書(任意様式)

・会社名、代表者名を記載のうえ、代表者印を押印すること。

(2) 提出先及び提出期限について

上記の提出書類に必要事項等を記載し、事務局へ直接持参もしくは郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は、電話等により提出確認を行うこと。

受付期間：令和5年4月26日(水)から5月15日(月)まで。

(3) 参加辞退届の提出について

参加申込書の提出後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式7)を提出すること。

10. 企画提案書等の作成・提出にあたっての留意事項等

(1) 企画提案書の規格

- ・A4判(両面印刷)を原則とし、横書きで左綴じ製本とすること。
- ・A3判(片面印刷)による折込挿入は可とするが、極力少ないページ数とすること。
- ・刷色は自由とする。

- ・文字の大きさは11ポイント以上（図表等は除く）とする。
- ・企画提案書は、図表等を含め40ページ以内とする。

（2）企画提案書の構成

仕様書に記載する「4. 業務内容」を踏まえ、以下の提案をすること。

①提案概要

本業務の受託に関する提案概要、特徴、取組方針など

②企画提案書記載内容

- ・業務のフロー及び作業工程スケジュール
- ・その他、独自提案やアピールしたい内容

（3）失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効にすることができる。

- ・提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ・提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ・見積限度額を超える見積金額で提案された場合
- ・プロポーザル審査委員に直接間接を問わず接触を求めた場合
- ・参加申込書を提出した者で、参加申込書の提出日から契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合
- ・その他、審査の不公平に影響がある行為があったと認められる場合

（4）その他

- ・同一事業者が複数の企画提案書等を提出することはできないものとする。
- ・企画提案書等の提出後の追加及び差し替えは一切認めないものとする。
- ・提出された企画提案書等は返却しないものとする。
- ・本プロポーザルの参加に係る一切の費用は、事業者負担とする。
- ・提出内容は非公開とする。

1.1. 審査方法

審査は、提出書類の内容及びプレゼンテーションについて、評価基準に基づき評価採点を行い、その合計点が最も高い事業者を選定し、受託候補者とする。ただし、受託候補者の合計点が満点の6割に満たない場合や発注者が求める提案となっていないと認められるときは、契約手続きを行わない場合があるものとする。

なお、申込者が1者の場合であっても、上記選定方法により受託候補者を選定するものとする。

プレゼンテーションについては、以下のとおり行うものとする。

- ①プレゼンテーションは、令和5年5月19日（金）の実施を予定する。開始時刻及び集合場所等については、別途電子メールで通知するものとする。

- ②プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。
- ③プレゼンテーションは、1事業者あたり40分程度（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内、準備・撤収10分以内）とする。
- ④審査会場への入場は1事業者あたり3名までとする。
- ⑤追加資料の配布は禁止するが、提出された企画提案書等と同一の図案や写真を用い、プロジェクタ投影による説明は可能とする。ただし、プロジェクタの使用を希望する場合は、事前に事務局と協議すること。

【評価基準】

評価項目	評価事項	評価の視点	配点
企画提案内容	分析・調査の手法 問題点・課題把握の手法	資料収集・分析、各種調査、ニーズ把握の手法が適切かつ明確に示されているか。 本市の現状と地域特性、公共交通全般に係る問題点、課題を把握する考え方や手順が明確に説明されているか。	30点
	業務の工程管理、目標設定・検証の実効性	業務の工程管理を工夫し、実効性の高いスケジュールとなっているか。 計画の目標設定・検証の全体像とPDCAサイクルについての考え方が、分かりやすく明確に示されているか。	20点
	独自提案の有益性	業務の遂行について、これまでの経験を踏まえた特に有益と思われる独自の追加提案がなされているか。	10点
業務履歴	同種又は類似業務の実績	同種業務の豊富な業務実績があるか。	10点
本業務に係る実施体制	業務実施の確実性	資格等の取得等、適切な人材が配置されるなど、業務遂行にあたっての十分な組織体制となっているか。	10点
見積価格	積算の妥当性	企画提案内容にあった適切な見積もりとなっているか。	20点
合計			100点

12. 結果の公表及び審査後の手続き

(1) 結果の公表

審査結果は、令和5年5月下旬頃に申込者全員に書面により通知する。

なお、審査結果についての異議の申し立て等は一切受け付けないものとする。

(2) 審査後の手続き

審査により決定した受託候補者は、発注者が指定する期日までに発注者と契約手続きを行わなければならない。なお、受託候補者に契約を締結することができない何らかの事由が発生した場合は、発注者はプロポーザルにおいて次点となった事業者から順に当該業務についての交渉を行うことができるものとする。

13. 事務局

〒818-8686

筑紫野市石崎一丁目1番1号

筑紫野市 企画政策部 企画政策課 企画政策担当

電話 092-923-1111 (内線271、272)

FAX 092-923-1134

e-mail kikaku@city.chikushino.fukuoka.jp

筑紫野市地域公共交通計画策定業務委託仕様書

筑紫野市地域公共交通会議

1. 業務名

筑紫野市地域公共交通計画策定業務委託

2. 業務の目的

筑紫野市では、平成28年3月に「筑紫野市地域公共交通網形成計画」を策定し、平成31年1月に「コミュニティバスつくし号」及び「御笠自治会バス」の運行を開始した。

その後、令和4年4月に筑紫原田線が開通、同12月にJR二日市駅西口が供用開始したことによる市民動線の大きな変化や、超高齢社会の到来により、近年急激に市内の公共交通に関する需要が高まってきており、今後、地域の交通事業者等と連携し、本市の地域公共交通ネットワークの再構築を行う必要が生じている。

こうした背景を踏まえ、筑紫野市では、令和5年度、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づく地域公共交通計画（以下、「本計画」という。）の策定を目指している。

このことから、筑紫野市地域公共交通会議（以下、「本会議」という。）では、本計画の策定に向けた実態調査の実施及び地域に必要な公共交通策案を検討し、協議を行うこととした。

本業務は、本会議において協議を行うために必要な実態調査の整理・分析や協議を行った公共交通策案のとりまとめなどについて、専門的見地を備えたコンサルタントに業務支援を委託することを目的とする。

3. 委託期間

本契約締結の翌日から令和6年3月31日までとする。

4. 業務内容

業務内容の詳細について、プロポーザル審査の結果、受託候補者として選定された業者の企画提案をもとに受託候補者と協議の上、仕様書を確定する。以下は、現在本会議が考える業務内容であり、独自の発想による効果的・効率的な提案を妨げるものではない。

(1) 上位関連計画の整理

- ・市総合計画や都市計画マスタープランなど、筑紫野市に関する上位関連計画を整理し、まちづくりの将来像を整理する。

- (2) 都市構造等に関する分析
- ・現在及び将来における人口分布・年齢階層構成、さらには生活関連等の施設立地状況等について整理し、筑紫野市の都市構造について分析する。
- (3) 公共交通に関する現況分析
- ・現在の筑紫野市の公共交通網やサービス水準、カバー圏地域等について整理する。
 - ・ICカードデータの分析（路線バス）：系統別・バス停関係利用者数を整理する。
 - ・路線別収支状況を分析（黒字路線・赤字路線）する。
 - ・コミュニティバスつくし号・カミーリヤバス・御笠自治会バスの運行状況や利用実態等を分析する。
 - ・その他、地域が有する交通資源（タクシー、スクールバス、送迎サービス）に関して関係部署等を通じ実態等を把握・分析する。
- (4) 市民アンケート調査
- ・筑紫野市が実施する市民の公共交通の利用状況やニーズなどを把握ためのアンケート調査の回答データを入力・集計・分析する。（市民3,000人を無作為に抽出し、郵送配布・郵送回収により実施予定）
- (5) 実態調査等の実施
- ・筑紫野市内を運行する公共交通の筑紫野市内区間の利用者を対象として、公共交通の利用実態や利用者ニーズなどを把握することを目的とした実態調査を実施する。
調査は、「(3) 公共交通に関する現況分析」で把握する利用状況などを踏まえて、対象路線・区間を抽出し、調査員（計20人日（8時間）を想定）が公共交通車両に乗り込み、利用者に対して直接聞き取りを行うことで実施する。併せて、携帯電話のピックデータを活用し、位置情報データをメッシュ単位で集計することで、時間帯別の流動人口を把握・分析する。
- (6) 交通事業者へのヒアリング
- ・公共交通事業者の実状や今後の公共交通の維持等に対する意向等を把握するため、鉄道及びバス、タクシー事業者に対してヒアリング調査を実施し、現状や課題、財政状況等を整理する。
- (7) 地区別懇談会の実施
- ・地区別の地域公共交通の利用実態、ニーズ等を把握することを目的として地区別（7箇所）にワークショップ形式で意見懇談会を実施（各1回程度）する。

(8) 公共交通に関する課題整理

- ・「筑紫野市地域公共交通網形成計画」作成後の取組状況を整理するとともに、既存データ等を活用し、目標達成状況（数値目標）の評価を実施する。
- ・さらには、検討結果を基に筑紫野市における公共交通に関する次に掲げる課題を整理する。

公共交通網に係る課題

交通空白地域に係る課題

利用促進に係る課題

(9) 公共交通に関する方針整理（あるべき姿の検討）

- ・(8) で整理した課題を踏まえ、今後の筑紫野市における公共交通に関する方針を整理する。

(10) 筑紫野市地域公共交通計画の作成

- ・以下の事項について検討を行い、筑紫野市地域公共交通計画を作成する。

現状と課題

基本方針

計画の目標

目標達成のための施策・事業

計画達成状況の評価

(11) 会議の運営支援（3回程度）

- ・会議開催に伴う資料作成、議事進行、議事録作成等を行う。

5. 成果品の作成

①筑紫野市地域公共交通計画書 30部

②筑紫野市地域公共交通計画書（概要版） 50部

③原稿（ワード形式及びPDF形式） 1式

・報告書（ワード形式） 1式

・その他業務により作成された資料で発注者が求めるもの。

6. 契約について

契約日は、令和5年6月頃とし、国の補助金交付決定後に契約を交わすこととする。

7. 業務に必要な書類

(1) 業務着手時に次の関係書類を提出し本会議の了承を得ること。

- ①受託業務着手届
- ②技術者等届
- ③業務計画書

(2) 業務委託完了時に次の関係書類を提出し、本会議の完了検査を受けること。

- ①受託業務完了届
- ②成果品

8. 支払方法

業務完了後、国等から本会議に充てた補助金入金後に一括払いとする。なお、前金払いは行わない。

9. 著作権等の権利の取り扱い

(1) 本業務における成果は、すべて本会議及び筑紫野市に帰属するものとし、受託者は許可なく複写、複製または第三者に提供してはならない。

(2) 受託者は、納品する成果品について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果品について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

10. その他

(1) 本業務に必要な各種法令に係る手続きが発生する場合は、書類の作成及び手続き等の一切を受託者の責任において行うこと。また、それらに係る費用は受託者が負担すること。

(2) 本業務の実施に伴い、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に掲げる事項を遵守すること。

(3) 本業務を円滑かつ適切に進めるため、打ち合わせ等の協議は、必要に応じて適宜行うこと。

(4) 本仕様書に定めのない事項であって、本業務実施のために必要な業務が生じた場合は、本会議と協議のうえで決定すること。

公募型プロポーザル選定結果について

令和5年5月25日
筑紫野市地域公共交通会議

1. 業務名 筑紫野市地域公共交通計画策定業務委託

2. 選定年月日

令和5年5月19日

3. 受託候補者の名称及び所在地

復建調査設計株式会社 九州支社

4. 見積金額(消費税含)

10,087,000円

5. 評価結果(100点満点中)

名称	点数
復建調査設計株式会社 九州支社	362
A社	311

6. 担当

筑紫野市地域公共交通会議事務局
(筑紫野市企画政策部企画政策課内)

TEL 092-923-1111



業務委託契約書

1. 業務名称 筑紫野市地域公共交通計画策定業務委託

2. 履行期間

令和5年 5月 26日から

令和6年 3月 31日まで

3. 業務委託料 ¥10,087,000-

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥917,000-)

4. 契約保証金 免除

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

3. 事業者の紹介(提出資料より抜粋)

事業者概要書

令和5年5月15日

会社名	復建調査設計株式会社	
代表者名	代表取締役社長 来山 尚義	
会社所在地	本社	所在地：広島市東区光町二丁目10番11号 電話番号：082-506-1811 FAX番号：082-506-1890
	契約権限を有する 営業所等 〈九州支社〉	所在地：福岡市博多区博多駅東三丁目12番24号 電話番号：050-9002-4661 FAX番号：092-415-3751 メールアドレス：eigy034@fukken.co.jp
設立年月日	昭和23年2月23日	
資本金	300,000千円	
直近の年間売上高	13,676,142千円	
直近年度決算当期純利益	756,411千円	
従業員数	656人	
建設コンサルタント登録を行っている部門	①河川、砂防及び海岸・海洋部門 ②港湾及び空港部門 ③道路部門 ④鉄道部門 ⑤上水道及び工業用水道部門 ⑥下水道部門 ⑦農業土木部門 ⑧水産土木部門 ⑨造園部門 ⑩都市計画及び地方計画部門 ⑪地質部門 ⑫土質及び基礎部門 ⑬鋼構造及びコンクリート部門 ⑭トンネル部門 ⑮施工計画、施工設備及び積算部門 ⑯建設環境部門 ⑰廃棄物部門 ⑱森林土木部門	
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木事業に関する建設コンサルタント及び施工管理業務 ・ 地質または土質の調査、試験、計測及び解析 ・ 土地、工作物、海洋の測量及び空中写真による測量、並びに補償コンサルタント業務 ・ 環境計量証明事業に関する業務 ・ 建築に関する調査、企画、設計、監理 ・ 土木工事業、とび・土工工事業及びさく井工事業 ・ 労働者派遣業 ・ 前各号に附帯する一切の業務 	
認証・認定取得状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ JISQ14001 登録番号：E1058 登録日：H11.03.31 ・ JISQ 9001 登録番号：Q2653 登録日：H10.02.20 ・ プライバシーマーク 登録番号：第27000102(05)号 有効期間：R02.04.03～R06.04.02 	

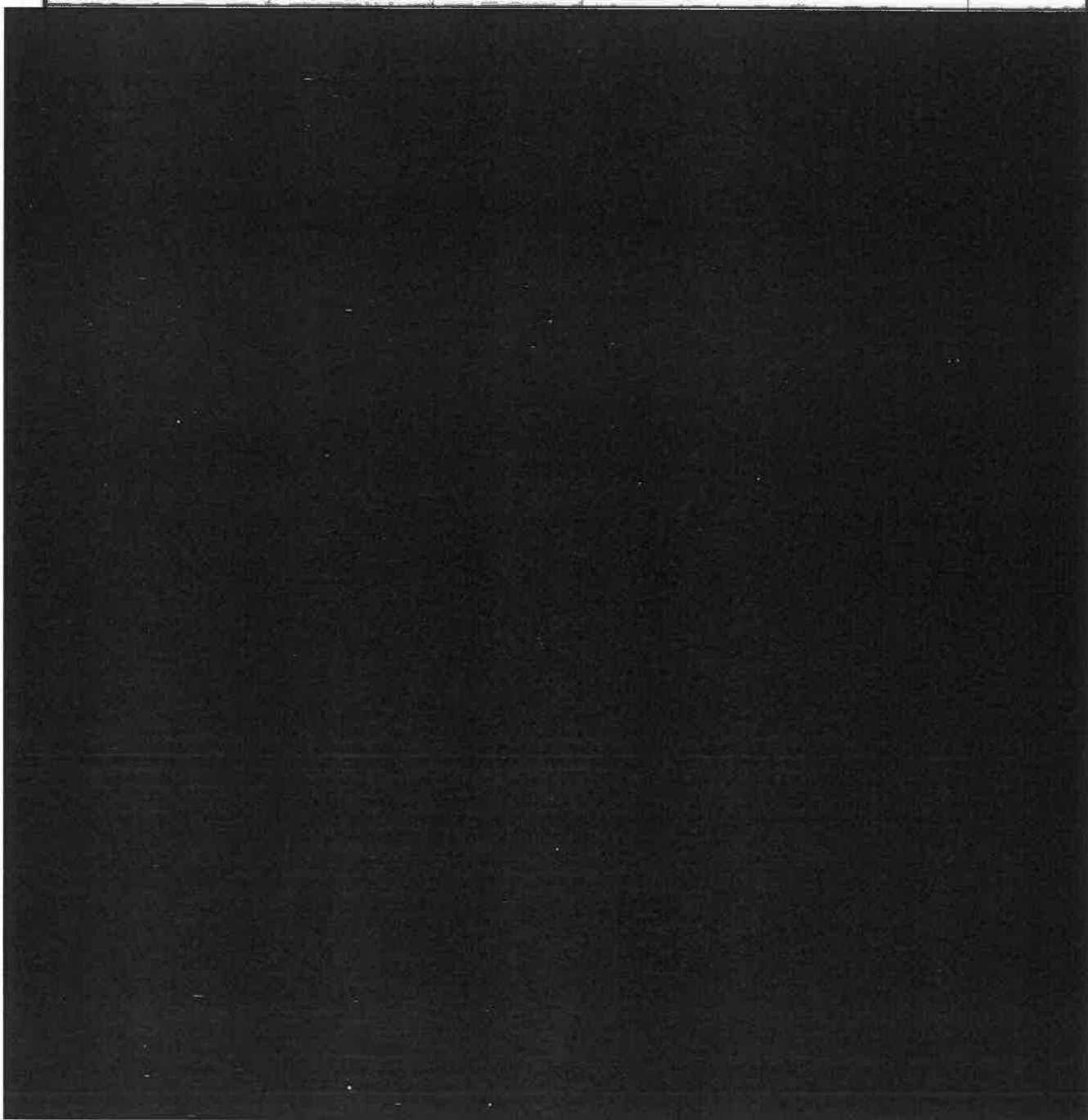
(様式4)

令和元年度から令和4年度における業務契約実績

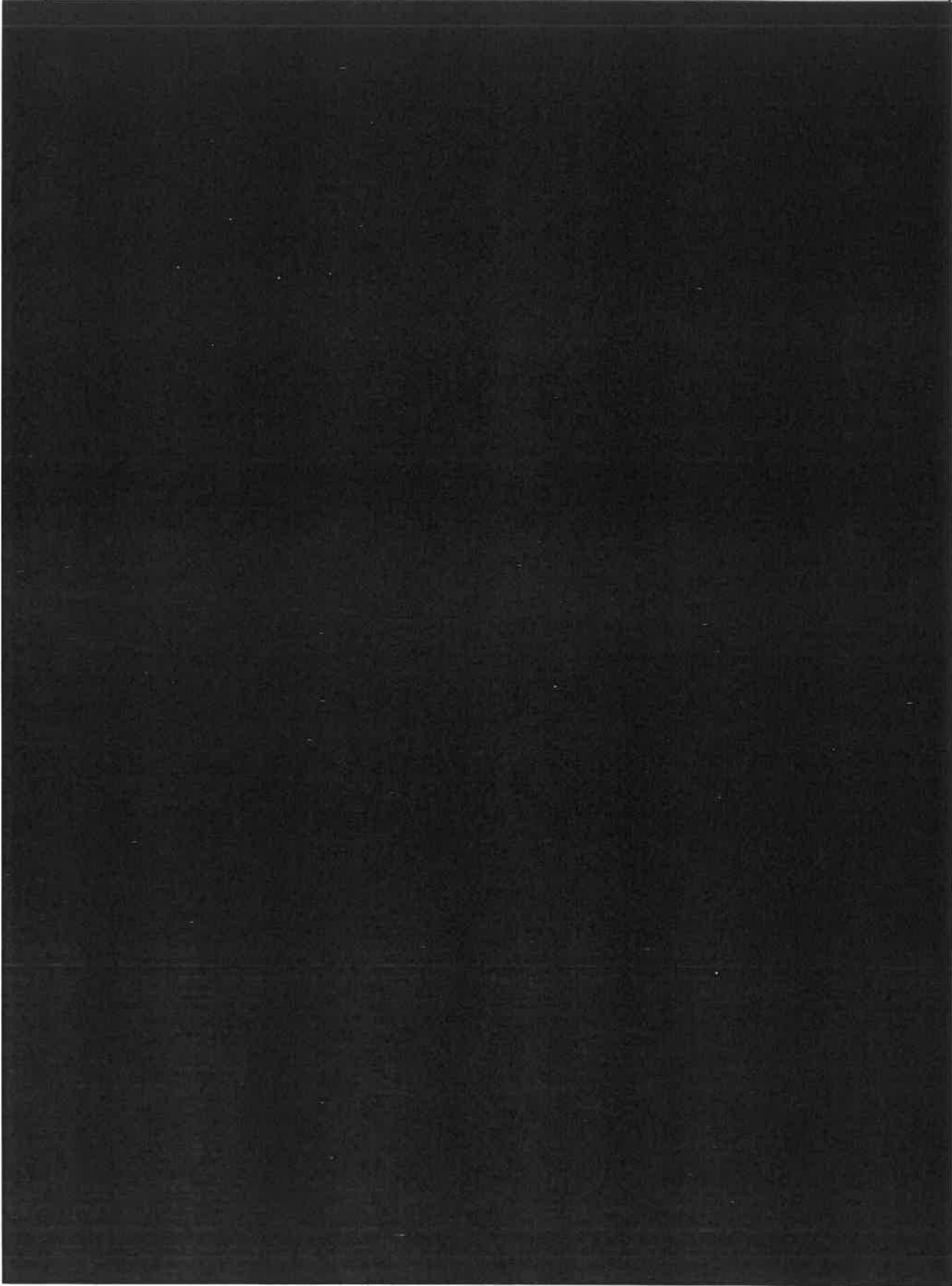
令和5年5月15日

住 所 福岡市博多区博多駅東三丁目12番24号
会社・法人等名称 復建調査設計株式会社 九州支社
代表者職名・氏名 執行役員支社長 後藤 正孝

業務名	発注者	契約期間	業務内容	その他参考 となる事項
	人口規模	契約金額		



業務名	発注者 人口規模	契約期間 契約金額	業務内容	その他参考 となる事項
-----	-------------	--------------	------	----------------



業務名	発注者 人口規模	契約期間 契約金額	業務内容	その他参考 となる事項
[Redacted Content]				

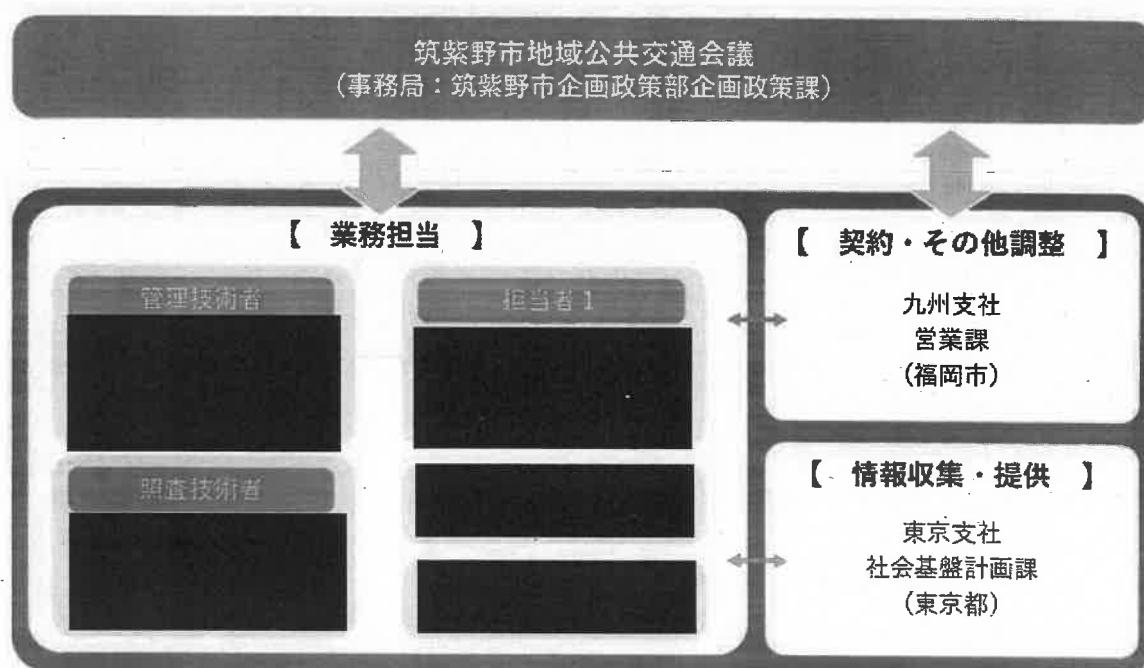
本業務に係る実施体制

本業務は、地域に精通し、かつ地域公共交通計画策定・政策検討の経験が豊富な技術者を配置し、業務を遂行致します。また、九州支社総合計画課(福岡市)を主担当・窓口とし、県内企業として貴市とのパートナーシップの構築を図り、フットワーク良く業務を遂行します。

さらには、東京支社では、国土交通省総合政策局において全国的な地域公共交通の動向等に関する調査に従事しているため、本省での動向等について適宜、情報交換・連携を図りながら、今後の施策展開につながる有益な助言等を行います。

表 配置予定担当者

	氏名	所属及び役職	担当する業務内容
管理技術者			業務の企画立案、進捗管理 地区別懇談会の実施、会議の運営支援
照査技術者			業務全般の品質管理
担当技術者 1			交通事業者へのヒアリング、地区別懇談会の実施、筑紫野市地域公共交通計画の作成、会議の運営支援
担当技術者 2			市民アンケート調査、地区別懇談会の実施、実態調査等の実施、公共交通に関する課題整理、公共交通に関する方針整理、会議の運営支援
担当技術者 3			上位関連計画の整理、都市構造等に関する分析、公共交通に関する現況分析 地区別懇談会の実施、会議の運営支援



筑紫野市地域公共交通計画策定業務委託

業務実施方針

令和5年7月



復建調査設計株式会社

1. 業務概要

(1) 業務の目的

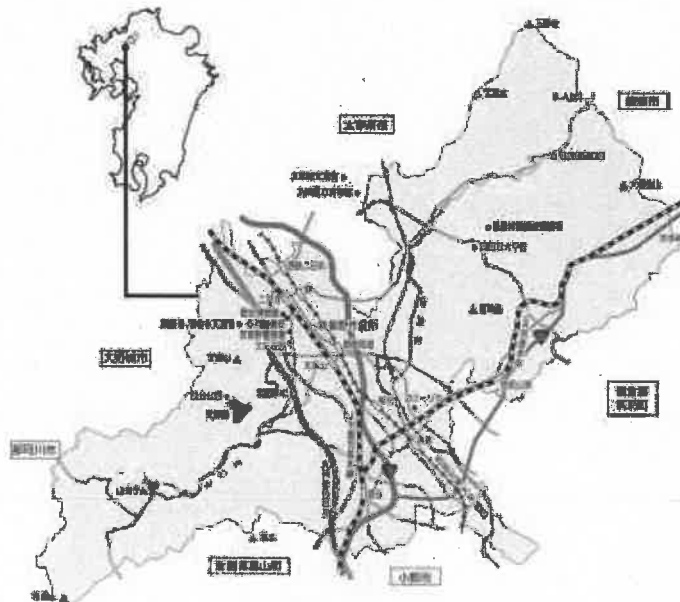
筑紫野市では、平成28年3月に「筑紫野市地域公共交通網形成計画」を策定し、平成31年1月に「コミュニティバスつくし号」及び「御笠自治会バス」の運行を開始した。その後、令和4年4月に筑紫原田線が開通、同12月にJR二日市駅西口が供用開始したことによる市民動線の大きな変化や、超高齢社会の到来により、近年急激に市内の公共交通に関する需要が高まってきており、今後、地域の交通事業者等と連携し、本市の地域公共交通ネットワークの再構築を行う必要が生じている。

こうした背景を踏まえ、筑紫野市では、令和5年度、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づく地域公共交通計画（以下、「本計画」という。）の策定を目指している。このことから、筑紫野市地域公共交通会議（以下、「本会議」という。）では、本計画の策定に向けた実態調査の実施及び地域に必要な公共交通策案を検討し、協議を行うこととした。

本業務は、本会議において協議を行うために必要な実態調査の整理・分析や協議を行った公共交通策案のとりまとめなどを目的とする。

(2) 業務対象範囲

本業務の対象範囲は、筑紫野市全域とする。



※出典：筑紫野市HP

図-1 業務対象範囲

(3) 業務フロー

本業務は以下の流れに従い執り行う。

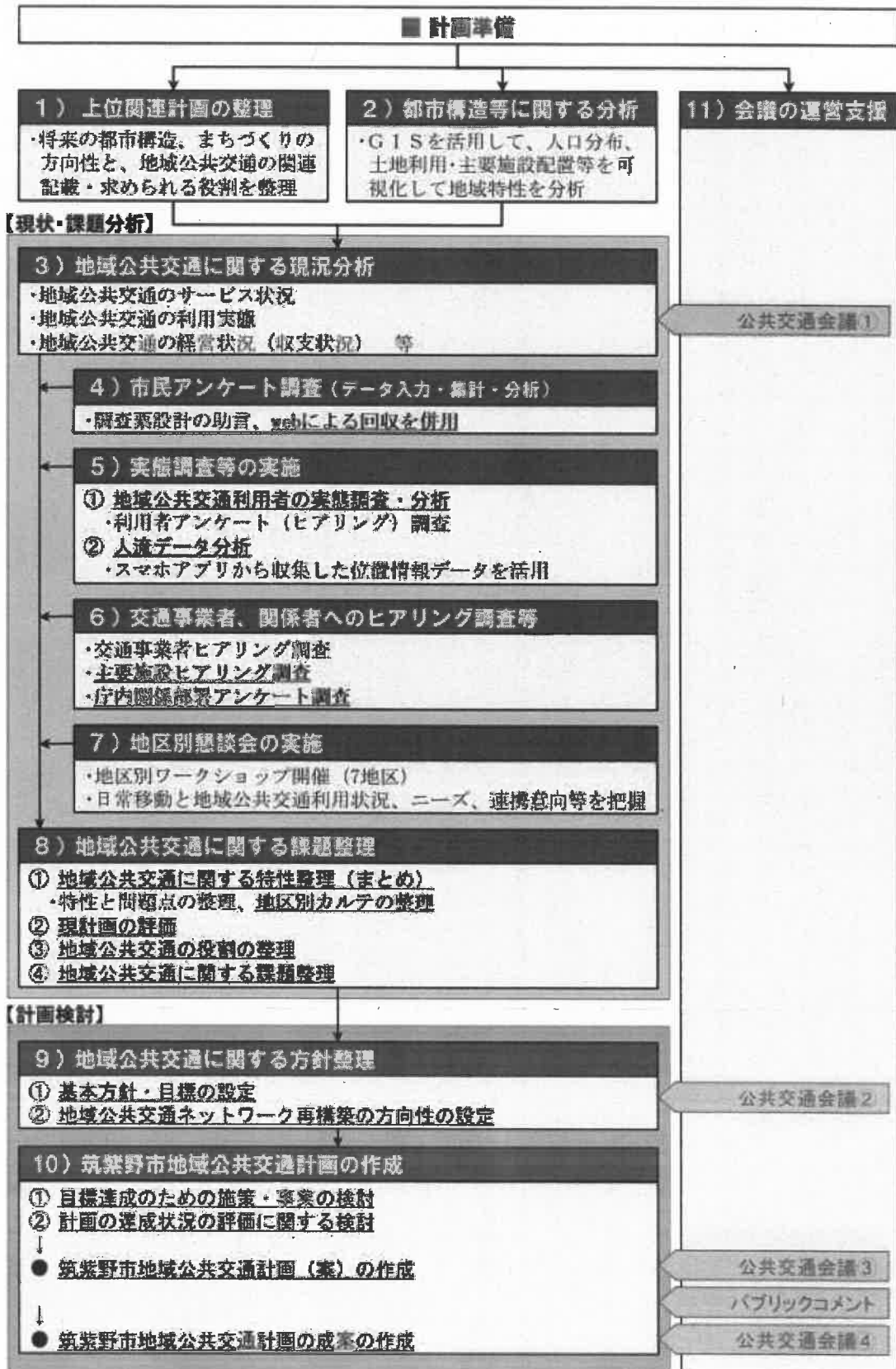


図-2 業務フロー

2. 業務実施方針

(1) 上位関連計画の整理

筑紫野市総合計画や都市計画マスタープランなど、筑紫野市に関する上位関連計画を整理し、まちづくりの将来像を整理する。

<p>【筑紫野市の上位関連計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇第六次筑紫野市総合計画 <ul style="list-style-type: none"> ※ 現在、第七次筑紫野市総合計画が策定中のため、適宜状況を把握・調整 ◇第2期筑紫野市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ◇第二次筑紫野市都市計画マスタープラン ◇第二次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画 等 <p>【国の関連法制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 ◇地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針
--

(2) 都市構造等に関する分析

現在及び将来における人口分布・年齢階層構成、さらには生活関連等の施設立地状況等について整理し、筑紫野市の都市構造について分析する。

▼ 地域特性の整理項目(案)

項目	内容	使用データ
人口特性	人口分布(年齢階層別)	国勢調査等
	世帯数(市街地・集落分布)	
	高齢化率	
地形	将来人口特性 地理的特性(高低差)	人口問題研究所資料等 地形データ等
主要施設	公共施設、教育施設、医療・福祉施設、 商業施設、観光施設 等	地図、現地調査等
道路	道路網	地図、道路網図等
人の流れ	通勤・通学等	国勢調査等

(3) 地域公共交通に関する現況分析

現在の筑紫野市の公共交通網やサービス水準、カバー圏地域等について整理する。

ICカードデータの分析(路線バス)：系統別・バス停間利用者数を整理する。

路線別収支状況を分析(黒字路線・赤字路線)する。

コミュニティバスつくし号・カミーリヤバス・御笠自治会バスの運行状況や利用実態等を分析する

その他、地域が有する交通資源(タクシー、スクールバス、送迎サービス)に関して関係部署等を通じ実態等を把握・分析する。

▼ 公共交通等に関する現況把握の整理項目(案)

項目	内容	使用データ
鉄道	路線網、駅・結節施設	市・事業者資料、現地調査等
	サービス水準(ダイヤ・運賃・乗り継ぎ等)	市・事業者資料等
	駅別利用者数	市・事業者資料、統計資料等
路線バス 民間単独路線 行政支援路線	バス路線網、バス停位置・施設	市・事業者資料、現地調査等
	サービス水準(ダイヤ・運賃・乗り継ぎ等)	市・事業者資料等
	路線・バス停別利用者数 (バス停間利用者数(OD))	市・事業者資料(交通ICカードデータ含む)、聞き取り調査等
	路線別収支、補助路線、行政負担額	市・事業者資料、聞き取り調査等
その他バス コミュニティバス カミーリヤバス 御笠自治会バス	バス路線網、バス停位置・施設	市・事業者資料、現地調査等
	サービス水準(ダイヤ・運賃・乗り継ぎ等)	市・事業者資料等
	路線・バス停別利用者数※	市・事業者資料、聞き取り調査等
	路線別収支、行政負担額	市・事業者資料、聞き取り調査等
タクシー	運営状況(のりば、車両、ドライバー等)	市・事業者資料、聞き取り調査等
	利用状況	
	経営状況	
その他移動支援 (通学・福祉支援、施設送迎等)	サービス概要	市・事業者資料、聞き取り調査等
	利用状況	
	経費、行政負担額	

(4) 市民アンケート調査

筑紫野市が実施する市民の公共交通の利用状況やニーズなどを把握ためのアンケート調査の回答データを入力・集計・分析する。(市民 3,000 人を無作為に抽出した郵送配布・郵送回収及び WEB による回収)

▼ 市民アンケート調査の実施方針(案)

項目	実施方法・内容等
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域住民(15 歳以上) ■ 配布数 : 3,000 票(無作為抽出) ■ 回収目標: 1,500 票(回収率: 50%想定(過年度実績))
配布・回収方法	■ 郵送配布・郵送回収 ※web 回収併用(調査票に QR コードを添付)
調査方法	■ 調査票への記入式
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 属性(性別、年齢、職業、免許保有状況、自動車保有状況など) ・ 日常の交通行動(目的・目的地、頻度、利用交通手段、時間帯など) ※ 送迎の有無や同乗者の有無についても把握 ・ 地域公共交通の利用状況(目的・目的地、時間帯、頻度、乗継など) ・ 地域公共交通を利用する・しない理由 ・ 地域公共交通の満足度(ルート、ダイヤ、運賃、待合・乗継環境等) ・ 地域公共交通へのニーズ(最低限必要なサービス)、今後の利用意向 ・ 地域公共交通維持への協力(人的・金銭的負担等)の意向 ・ 地域公共交通に対する要望・意見 など

(5) 実態調査等の実施

筑紫野市内を運行する公共交通の筑紫野市内区間の利用者を対象として、公共交通の利用実態や利用者ニーズなどを把握することを目的とした実態調査を実施する。

調査は、「(3) 公共交通に関する現況分析」で把握する利用状況などを踏まえて、対象路線・区間を抽出し、調査員(計 20 人日(8 時間))を想定)が公共交通車両に乗り込み、利用者に対して直接聞き取りを行うことで実施する。併せて、携帯電話のビックデータを活用し、位置情報データをメッシュ単位で集計することで、時間帯別の流動人口を把握・分析する。

▼ 地域公共交通利用者実態調査の実施方針(案)

項目	実施方法・内容等
調査対象	・「3」地域公共交通に関する現況分析の結果を踏まえ設定 (現時点では、コミュニティバス、カミーリヤバス、御笠自治会バス、行政支援バス(路線バス)を想定)
調査規模	・調査員20人日を想定
調査方法	■調査員が車内に乗り込み調査
調査内容	■バス停間乗降状況調査(バス停間OD調査) ※交通ICカードデータが活用可能な路線・区間は除く ■利用実態調査(利用者アンケート調査) ・属性(性別、年齢、職業、免許保有状況など) ・乗継状況 ・利用目的・利用理由 ・満足度 など

(6) 交通事業者、関係者へのヒアリング調査等

・ 交通事業者ヒアリング調査

公共交通事業者の実状や今後の公共交通の維持等に対する意向等を把握するため、鉄道及びバス、タクシー事業者に対してヒアリング調査を実施し、現状や課題、財政状況等を整理する。

▼ 交通事業者ヒアリング調査の実施方針(案)

項目	実施方法・内容等
調査対象	
調査方法	■調査員が訪問・面会によりヒアリング調査を実施
調査内容	・地域公共交通の利用実態・ニーズ(利用者の意見・要望) ・運行上の問題、改善点等 ・運営(経営)上の問題、改善点等 ・新たなサービスに対する意向等 ・乗合タクシー・デマンド運行・グリーンスローモビリティの活用 ・空白地輸送・ボランティア輸送等に対する意向 等 ・将来展望(人材・車両確保、制度、事業継続に当たっての要望等) など

・ 主要施設ヒアリング調査

主な目的地となる主要施設(主に商業施設、医療福祉施設等を想定)にヒアリング調査を行い、地域公共交通の利用実態や来訪者の声、連携可能性等について調査する。

▼ 主要施設ヒアリング調査の実施方針(案)

項目	実施方法・内容等
調査対象	
調査方法	■調査員が訪問・面会によりヒアリング調査を実施
調査内容	・地域公共交通の利用実態・ニーズ(利用者の意見・要望) ・地域公共交通に対する意見、要望 ・連携可能性 など

・ 庁内関係部署アンケート調査

庁内関係部署からの地域公共交通に対する考えや取組・意見、市民の声等を把握するため、庁内関係部署を対象としたアンケート調査を実施する。

▼ 庁内関係部署アンケート調査(案)

項目	実施方法・内容等
調査対象	
配布・回収方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 庁内メールによる配布・回収 ※必要に応じて、適宜ヒアリング(情報共有)・意見交換を実施
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各立場からの地域公共交通に対する考え・取組・意見 ・地域公共交通に対する市民・利用者からの声 <p style="text-align: right;">など</p>

(7) 地区別懇談会の実施

地区別の地域公共交通の利用実態、ニーズ等を把握することを目的として地区別(7箇所)にワークショップ形式で意見懇談会を実施(各1回程度)する。

▼ 地区別懇談会の実施方針(案)

項目	実施方法・内容等
実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ ワークショップ形式 ■ 市内7地区×各1回 ・7地区:二日市、二日市東、山口、山家、御笠、筑紫南、筑紫 ・1地区 20~40名程度の参加を想定
参加対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域住民(利用者、自治会・高齢者団体・PTAの関係者、民生委員等)
協議テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・日常移動の実態 ・地域公共交通の問題、改善の方向性 ・地域の係わり方(主体的関与の可能性) <p style="text-align: right;">など</p>

(8) 地域公共交通に関する課題整理

「筑紫野市地域公共交通網形成計画」作成後の取組状況を整理するとともに、既存データ等を活用し、目標達成状況(数値目標)の評価を実施する。

また、地域別(7地区)のカルテを作成し、地域特性、地域公共交通の実態、まちづくりの方向性、地域公共交通に関する問題点を整理する。

さらには、検討結果を基に筑紫野市における公共交通に関する次に掲げる課題を整理する。

- ・ 公共交通網に係る課題
- ・ 交通空白地域に係る課題
- ・ 利用促進に係る課題

(9) 地域公共交通に関する方針整理 (あるべき姿の検討)

(8)で整理した課題を踏まえ、今後の筑紫野市における公共交通に関する方針を整理する。

(10) 筑紫野市地域公共交通計画の作成

以下の事項について検討を行い、筑紫野市地域公共交通計画を作成する。

- ・ 現状と課題
- ・ 基本方針
- ・ 計画の目標
- ・ 目標達成のための施策・事業
- ・ 計画達成状況の評価

(11) 会議の運営支援

会議開催に伴う資料作成、議事進行、議事録作成等を行う。(計4回)

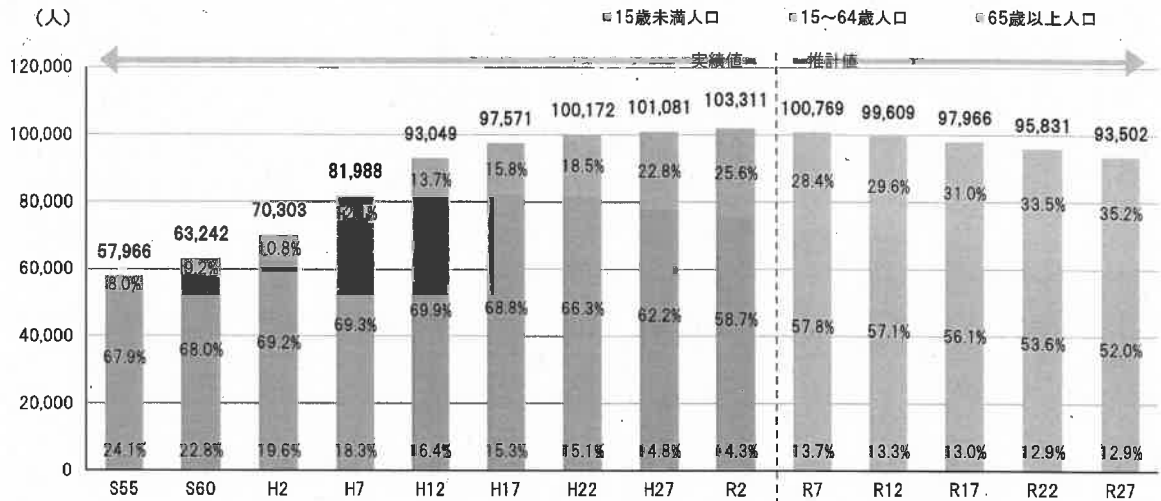
また、事務局が行うパブリックコメントの実施支援を行うこととし、計画(素案)の概要版の作成、寄せられた意見への回答案の検討を行う。

▼ 会議の開催予定時期と議題(案)

	開催時期	主な論点(案)
第1回	令和5年7月14日	・調査の進め方について ・地域特性、地域公共交通の現況について
第2回	令和5年11月上旬	・地域公共交通の課題について ・基本方針・目標設定について
第3回	令和5年12月下旬	・施策・事業について ・地域公共交通計画(案)について
第4回	令和6年3月上旬	・地域公共交通計画の成案化について

○筑紫野市の人口は年々増加傾向し、平成22年度時点で約10万人を到達後も増加を続け、令和2年度時点で103,311人であるが、2025年をピークに減少に転じると予測されている。
 ○令和27年度の年少人口割合（15歳未満）は、全体の約13%まで低下する一方で、高齢者人口割合（65歳以上）は、約35%まで上昇しており、今後も少子高齢化が進行すると予測されている。

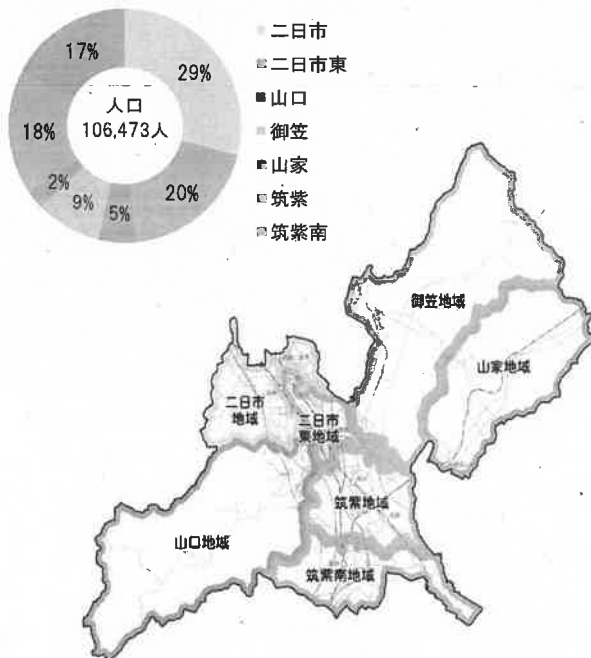
■人口と世帯数の推移



資料：国勢調査（R2）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（R7～R27）

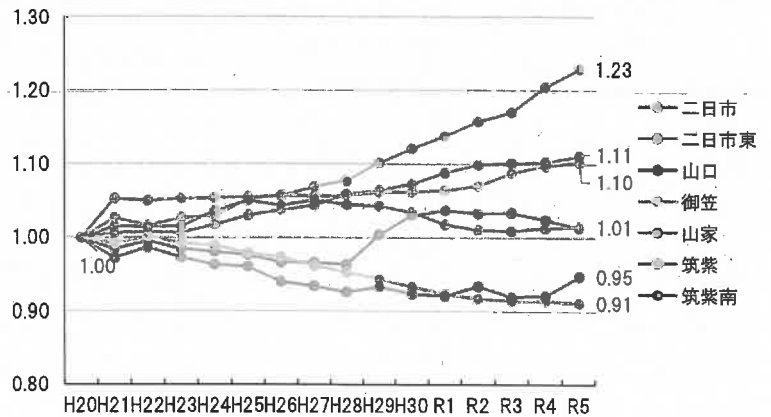
○筑紫野市の地区別人口は、二日市地区と二日市東地区で約半数を占めており、次いで筑紫地区、筑紫南地区、御笠地区となっている。
 ○地区別人口の推移は、筑紫地区の伸び率が著しく、その他二日市地区や二日市東地区でも増加しているものの、御笠地区や山家地区では減少傾向となっている。

■地区別人口割合



資料：住民基本台帳（令和5年3月31日時点）

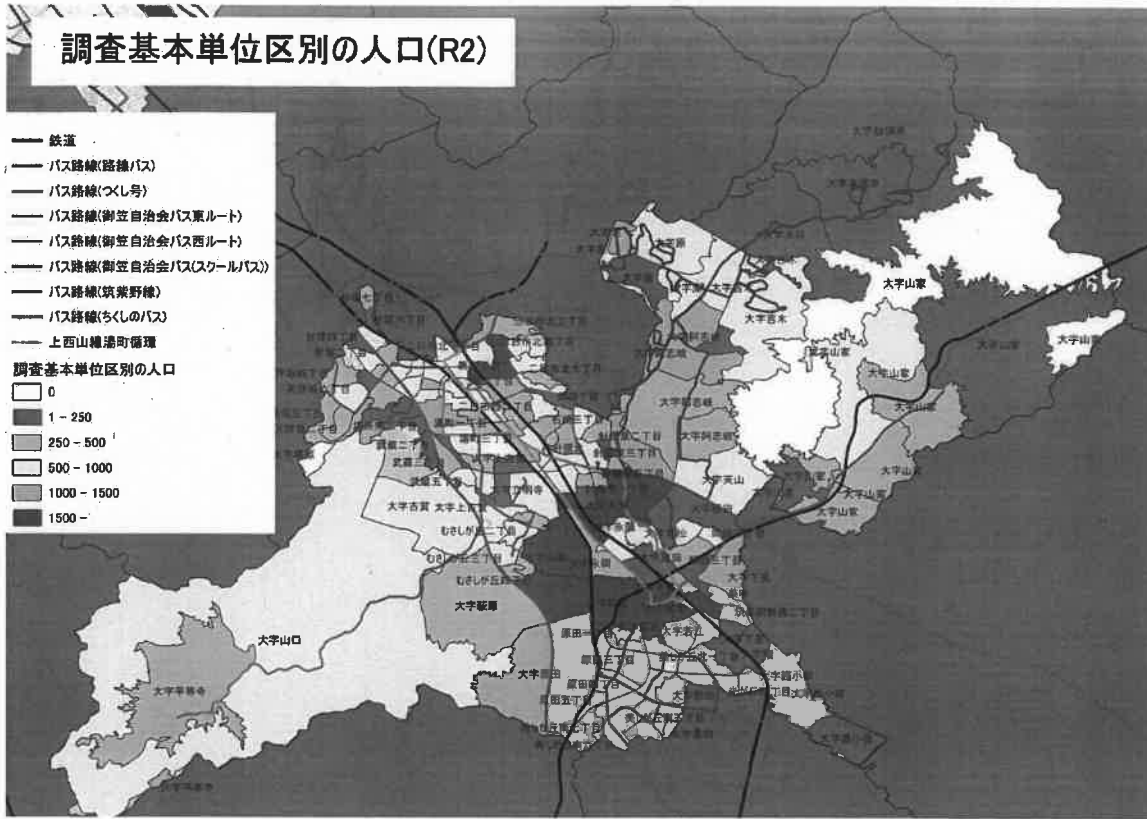
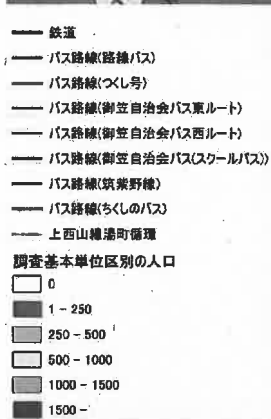
■地区別人口の伸び率



資料：住民基本台帳（令和5年3月31日時点）

○調査基本単位別人口は、二日市中央などJR及び西鉄二日市駅周辺や筑紫等で多くなっており、その他、原田や美しが丘で人口が多い地域が見られる。
 ○人口分布としてはJRや西鉄などの鉄道沿線で人口が多くなっており、その他地域では、路線バス、御笠自治会バス、つくし号でカバーされている。

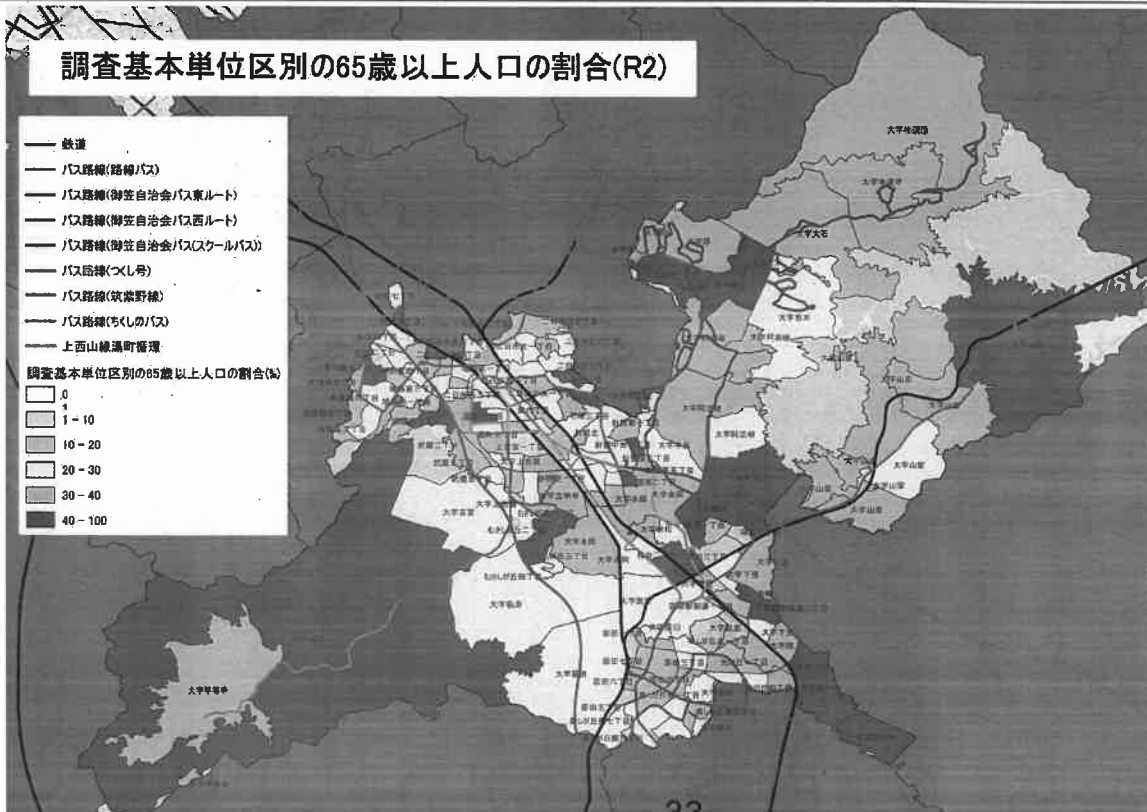
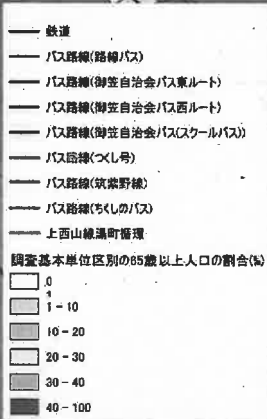
調査基本単位区別の人口(R2)



資料：R2国勢調査 調査基本単位区データ

○65歳以上人口の割合が40%以上の地域は、山家、原、西小田、天山、むさしが丘、山口などであり、東西方向を中心に高齢化が進んでいる。
 ○分布としてはJRや西鉄などの鉄道沿線では65歳以上人口の割合が比較的小さくなっている。

調査基本単位区別の65歳以上人口の割合(R2)

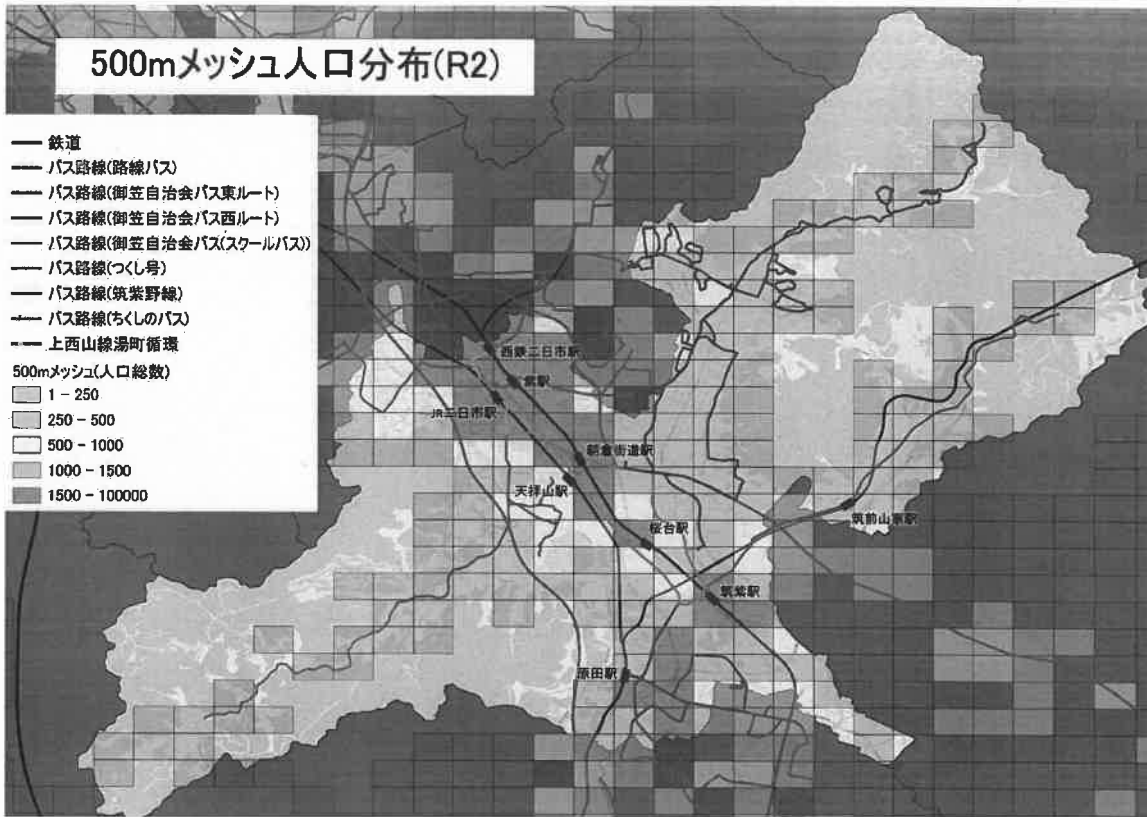


資料：R2国勢調査 調査基本単位区データ

○人口分布は、JRや西鉄などの鉄道沿線で多くなっており、その他郊外部では全体的に少ない状況である。
 ○特に、上山山線（山家）やちくしのバスが運行している区間では人口が少ない状況である。

500mメッシュ人口分布(R2)

- 鉄道
 - バス路線(路線バス)
 - バス路線(御笠自治会バス東ルート)
 - バス路線(御笠自治会バス西ルート)
 - バス路線(御笠自治会バス(スクールバス))
 - バス路線(つくし号)
 - バス路線(筑紫野線)
 - バス路線(ちくしのバス)
 - 上山山線湯町循環
- 500mメッシュ(人口総数)
- 1 - 250
 - 250 - 500
 - 500 - 1000
 - 1000 - 1500
 - 1500 - 100000

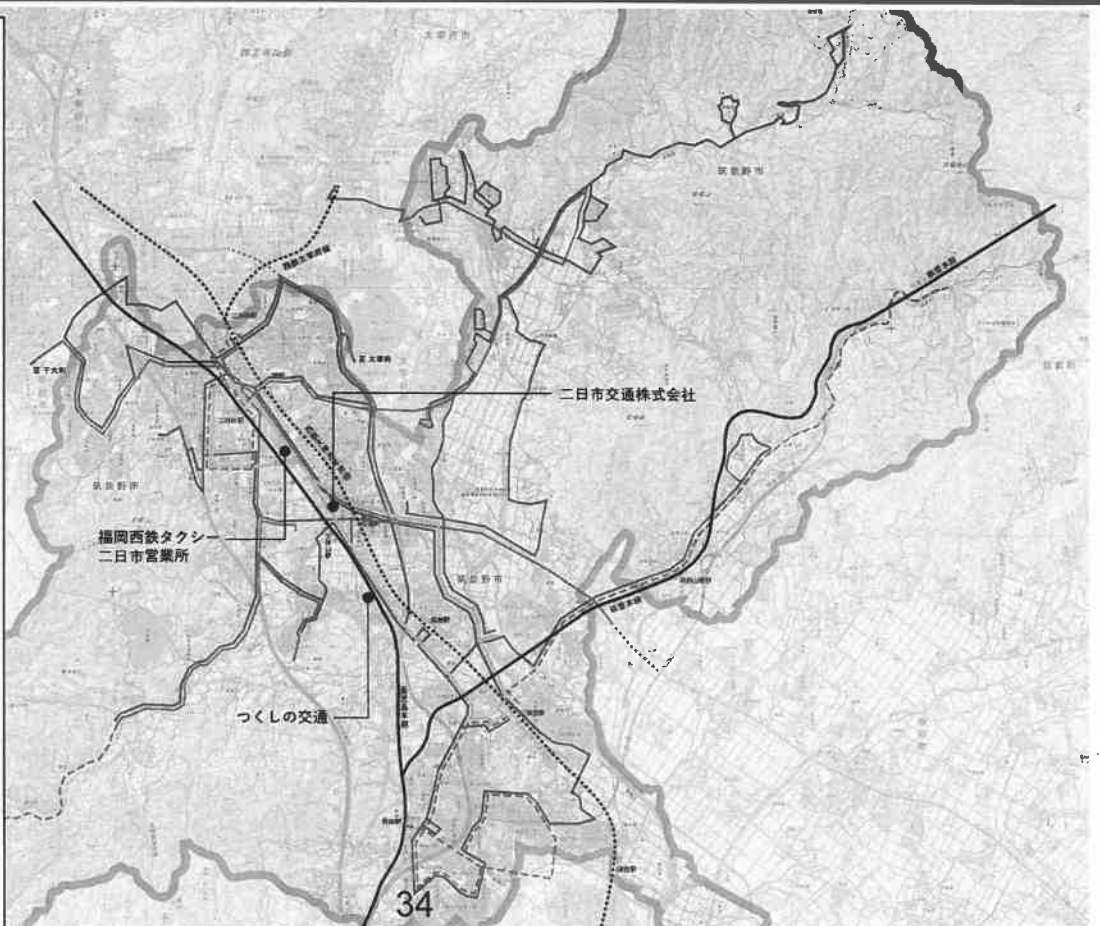


資料：R2国勢調査500mメッシュデータ

筑紫野市内の公共交通体系の現状

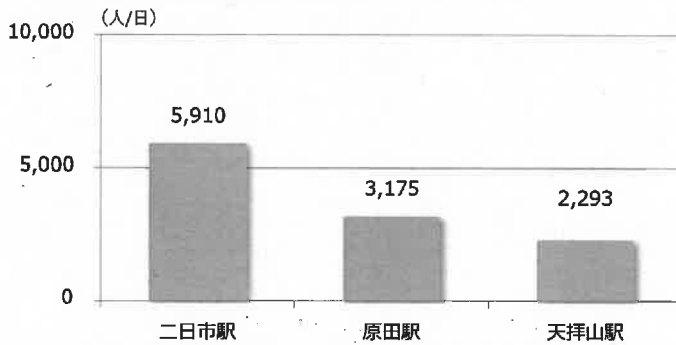
- JR**
 鹿児島本線: 222便/日
 筑豊本線: 16便/日
 合計: 238便 280円~
- 西鉄電車**
 天神大牟田線: 400便/日
 太宰府線: 158便/日
 合計: 558便 170円~
- コミュニティバス「つくし号」**
 9便/日 定額150円
- 御笠自治会バス**
 宝満川東: 8便/日
 宝満川西: 7便/日
 合計: 15便 定額200円
- カミーリヤバス**
 二日市北: 3便/日
 二日市南: 4便/日
 山口: 4便/日
 山家: 4便/日
 筑紫: 5便/日
 合計: 20便 無料
- 西鉄バス**
 二日市線(御笠): 65便/日
 二日市線(山口): 84便/日
 甘木幹線: 50便/日
 南ヶ丘線: 128便/日
 星ヶ丘線: 128便/日
 合計: 455便 170円~
- 西鉄バス(市費投入路線)**
 上山山線(湯町): 31便/日
 上山山線(山家): 24便/日
 筑紫野線: 15便/日
 ちくしのバス(山口): 10便/日
 合計: 80便 100円~

※平日の路線数



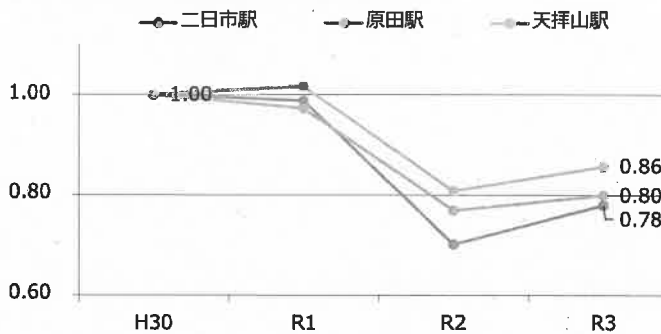
○JR駅の乗車人員は、二日市駅が5,910人/日と最も多く、次いで原田駅が3,175人/日となっている。
 ○西鉄駅の乗車人員は、二日市駅が7,819人/日と最も多く、次いで朝倉街道駅で5,551人/日となっている。
 ○乗車人員の推移は、JR・西鉄ともに新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度に減少したが、令和3年度にはやや回復傾向にある。

■JR駅別の乗車人員 (R3)

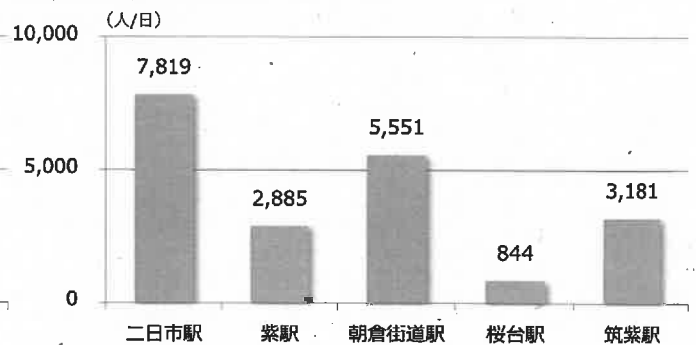


※筑前山家駅の乗車人員は、平成29年度より非公表

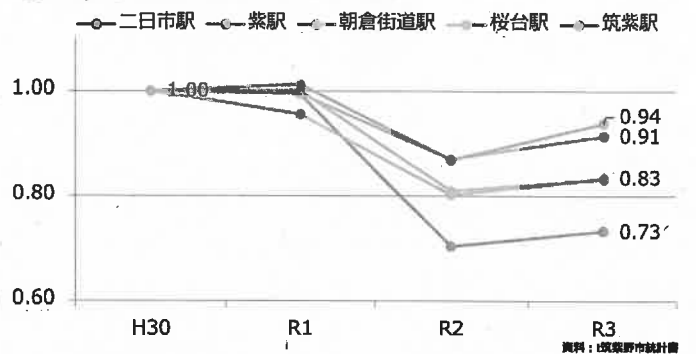
■JR駅別の乗車人員の推移



■西鉄駅別の乗車人員 (R3)



■西鉄駅別の乗車人員の推移



資料：筑紫野市統計課

コミュニティバス「つくし号」の利用人数、運行経費

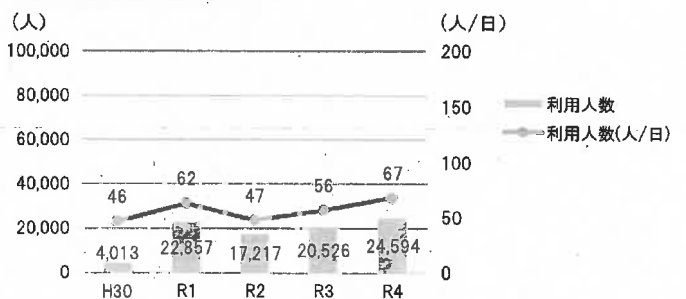
○コミュニティバス「つくし号」の利用人数は、約2万人で推移しており、1日あたりの利用人数は令和4年時点で67人/日である。
 ○運行収入は約3百万円、市負担額は、令和2年度以降は約1千5百万円で推移しており、利用者一人あたりの市負担額は減少傾向にある。

コミュニティバス路線図

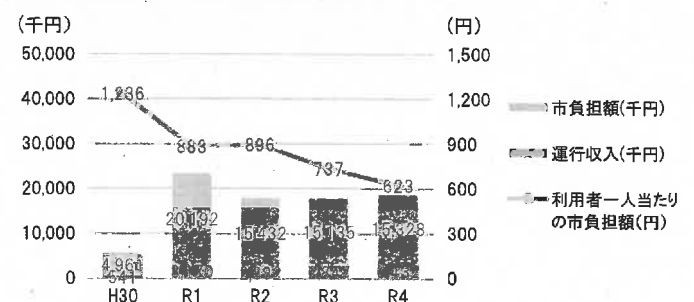


※コミュニティバス「つくし号」は、H31.1月から運行開始

■利用人数の推移

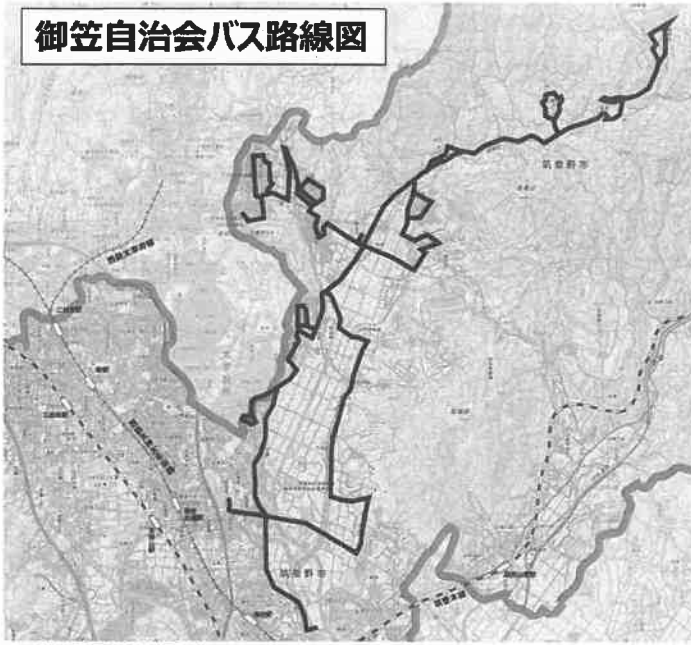


■運行収入・市負担額の推移



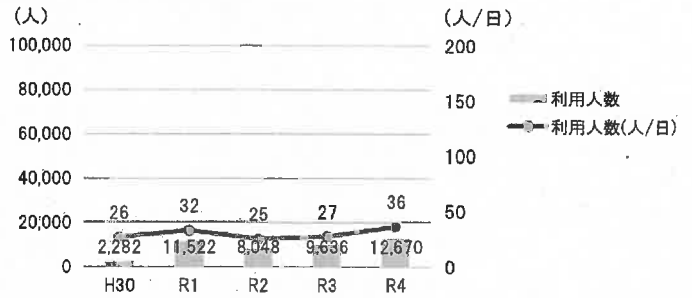
- 御笠自治会バスの利用人数は、約1万人で推移しており、1日あたりの利用人数は令和4年時点で36人/日である。
- 運行収入は約百万円、市負担額は、令和2年度以降は微増しており、令和4年時点で約1千万円となっている。
- 一方、利用者一人あたりの市負担額は、令和2年度に1,136円まで増加したものの、それ以降は減少傾向にある。

御笠自治会バス路線図

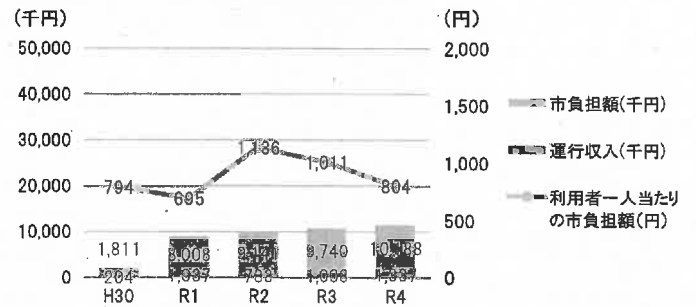


※御笠自治会バスは、H31.1月から運行開始

■利用人数の推移



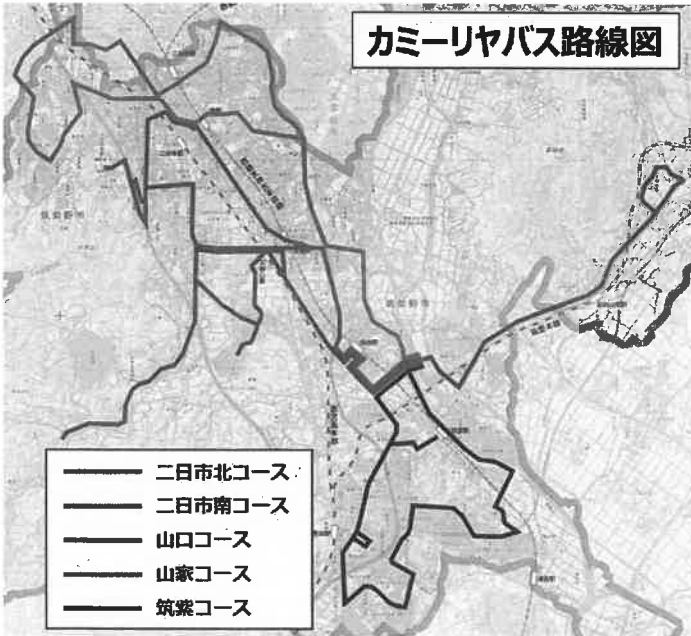
■運行収入・市負担額の推移



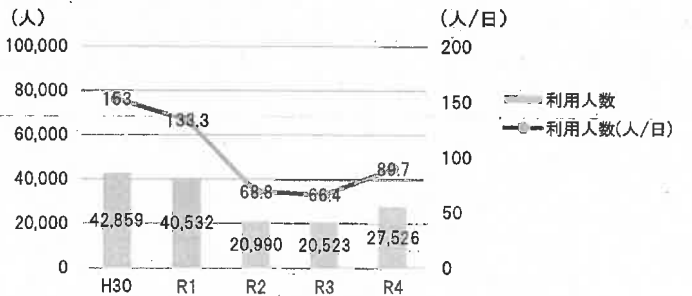
カミーリヤバスの利用人数、運行経費

- カミーリヤバスの利用人数は、令和元年度までは約4万人で推移していたが、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響もあり、約2万人まで減少したものの、令和4年は若干の回復傾向にある。
- 市負担額は、令和2年度以降は約3千万円で推移しており、利用者一人あたりの市負担額は、令和2年度以降、1,000円以上となっている。

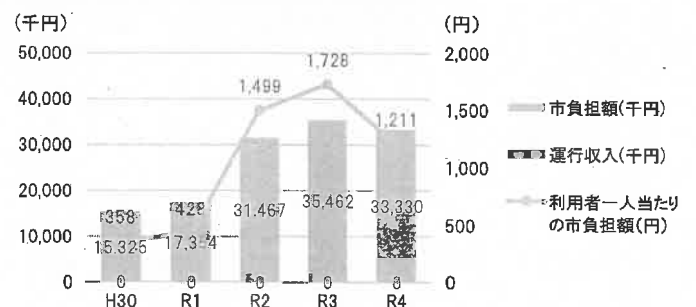
カミーリヤバス路線図



■利用人数の推移

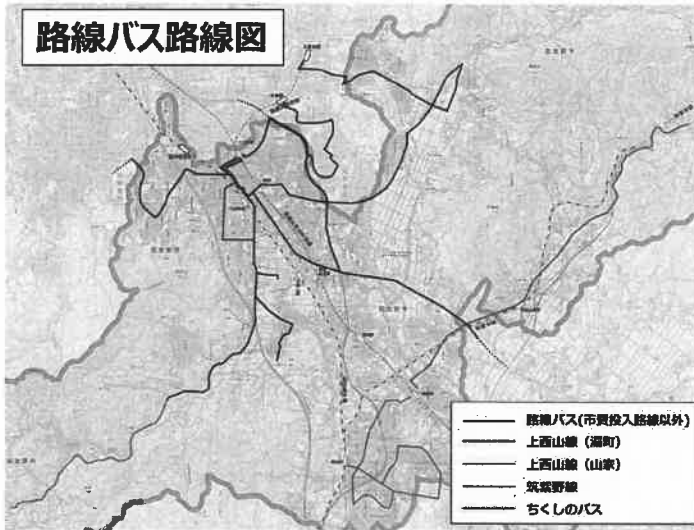


■運行収入・市負担額の推移

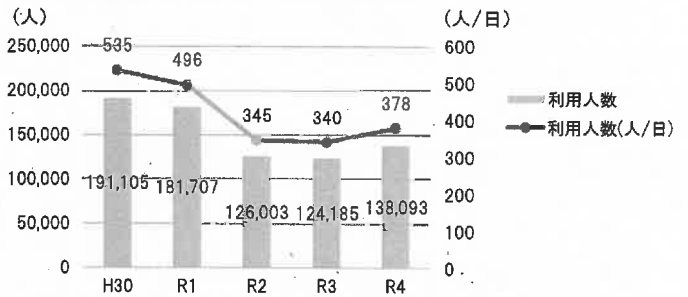


- 路線バスのうち、市費を投入している上西山線の利用人数は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響もあり、約12万人まで減少したものの、令和4年は若干の回復傾向にある。
- 運行収入も利用人数と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響で、約1千6百万円まで減少しているが、それ以降は若干の回復傾向にある。
- 市負担額は、令和2年度以降は約2千万円で推移している。
- 一方、利用者一人あたりの市負担額は、令和2年度に174円まで増加したものの、それ以降は微減傾向にある。

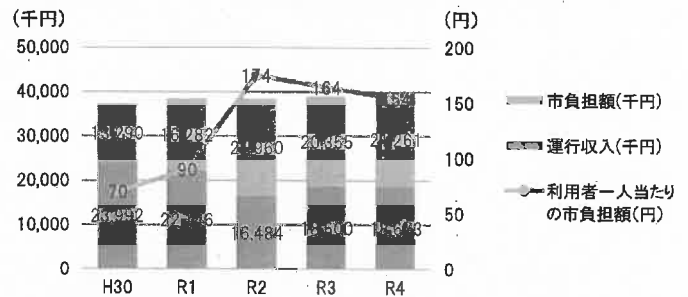
路線バス路線図



■利用人数の推移(上西山線)



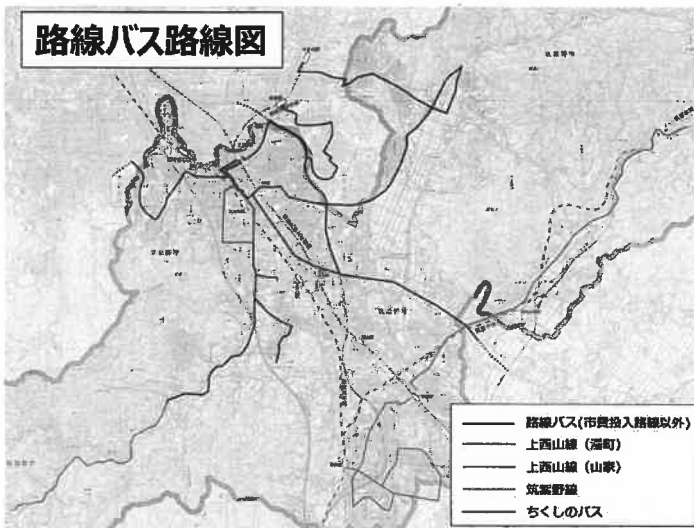
■運行収入・市負担額の推移(上西山線)



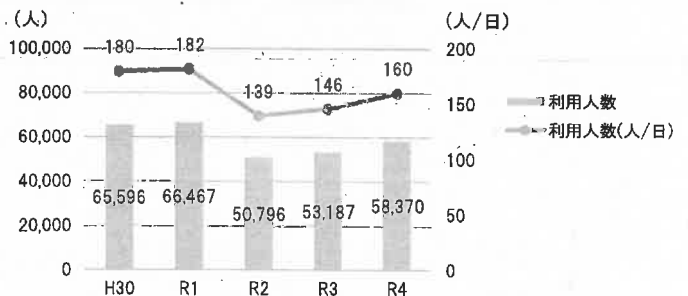
※運行収入は補助金額を含む(R2以降)

- 筑紫野線の利用人数は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響もあり、約5万人まで減少したが、それ以降は若干の回復傾向にある。
- 運行収入も利用人数と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響で、約6百万円まで減少したが、それ以降は回復傾向にある。
- 市負担額は、令和2年度に約9百万円まで増加したが、それ以降は減少傾向にあるため、利用者一人あたりの市負担額も、令和3年度以降は減少傾向にある。

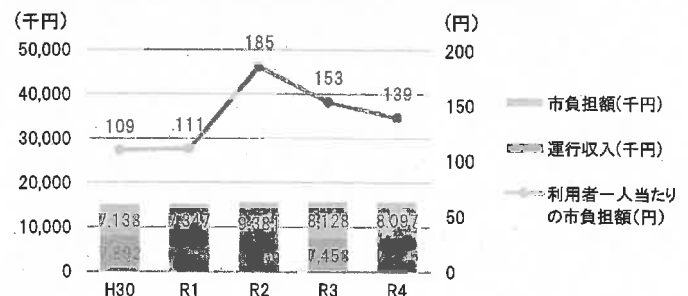
路線バス路線図



■利用人数の推移(筑紫野線)



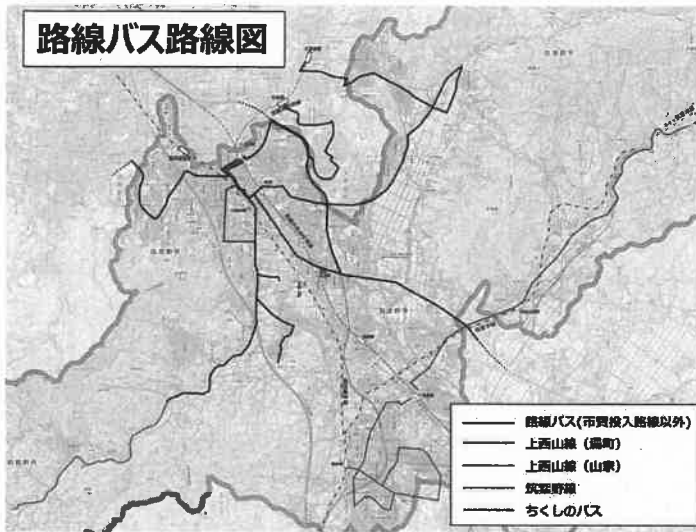
■運行収入・市負担額の推移(筑紫野線)



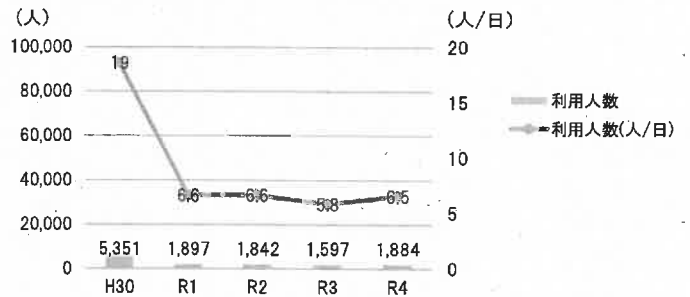
37 ※運行収入は補助金額を含む(R2以降)

- ちくしのバスの利用人数は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響もあり、約1,900人まで減少し、それ以降も回復せず同程度で推移している。
- 運行収入も利用人数と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響で、約14万円まで減少している。
- 市負担額は、令和2年度以降は約1千万円で推移しており、利用者一人あたりの市負担額は令和2年度以降は約6,000円以上となっている。

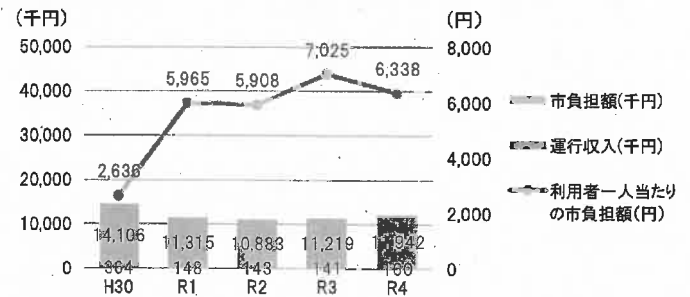
路線バス路線図



■利用人数の推移 (ちくしのバス)



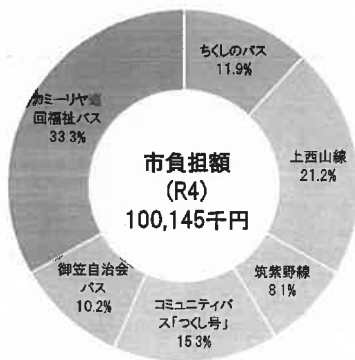
■運行収入・市負担額の推移 (ちくしのバス)



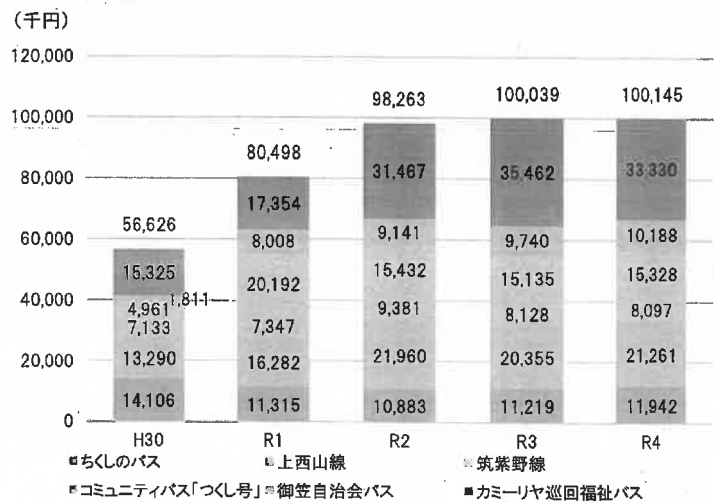
市負担額の総額

- 市負担額の割合をみると、カミーリヤバスの割合が約33%と最も多く、次点で上西山線の約21%となっている。
- 市負担額(全体)の推移をみると、令和2年度以降は約1億円で推移している。

■市負担額の割合



■市負担額(全体)の推移



※コミュニティバス「つくし号」と御笠自治会バスは、H31.1月から運行開始

星ヶ丘線の減便の申出（令和5年3月31日）

利用者が少なく収支改善を理由とした減便について、県バス対策協議会に申出

2023年3月31日

福岡県バス対策協議会会長 殿
(福岡県 企画・地域振興部長 殿)

西鉄バス二日市株式
代表取締役社長 中

乗合バスの減便について

平素より弊社バス事業につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
このたび、「福岡県バス対策協議会運営要領」第4条に基づき、乗合バス減便のご報告を申し上げます。

記

1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
西鉄バス二日市株式会社 (福岡県大野城市大字牛頭2473番12号)
代表取締役社長 中倉 祥一

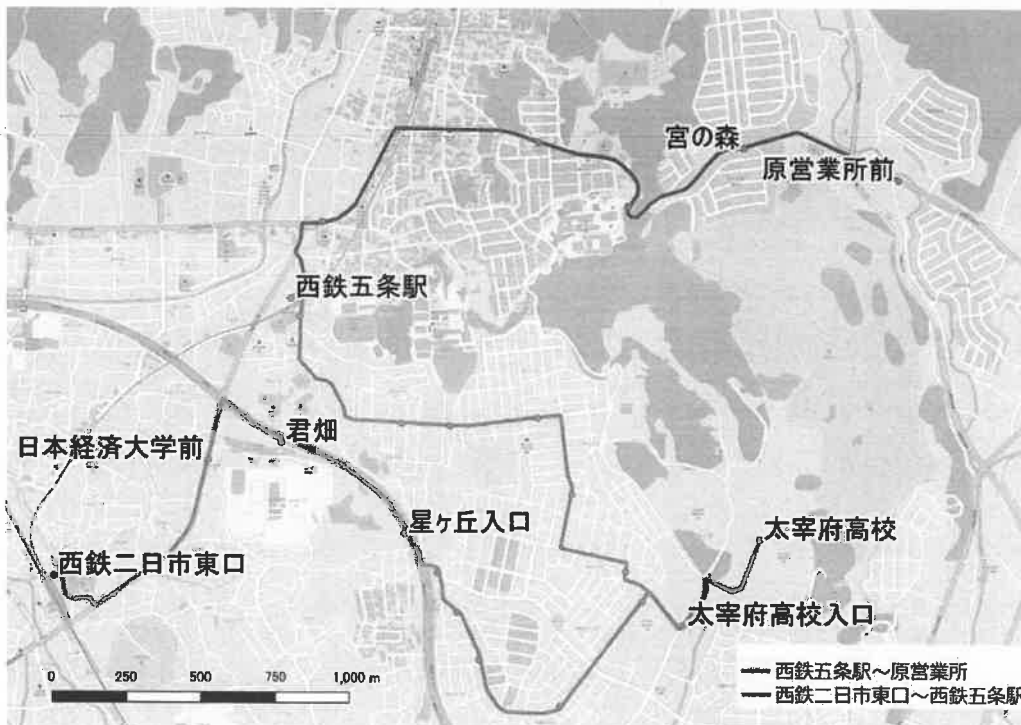
2 変更しようとする事項
路線名: 星ヶ丘線
実施予定日: 令和5年10月1日(日)
種 別: 別紙添付

3 変更を必要とする理由
当該路線におきましては利用者が非常に少なく路線維持が困難になってきており、収支改善のため利用実態に合わせた需給調整を行いたく、減便の申し入れに至った次第でございます。
何卒、事情ご賢察の上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

星ヶ丘線の主な系統及び主要バス停

主に西鉄二日市駅～五条駅を結び筑紫野市と太宰府市をまたがって走る路線バス

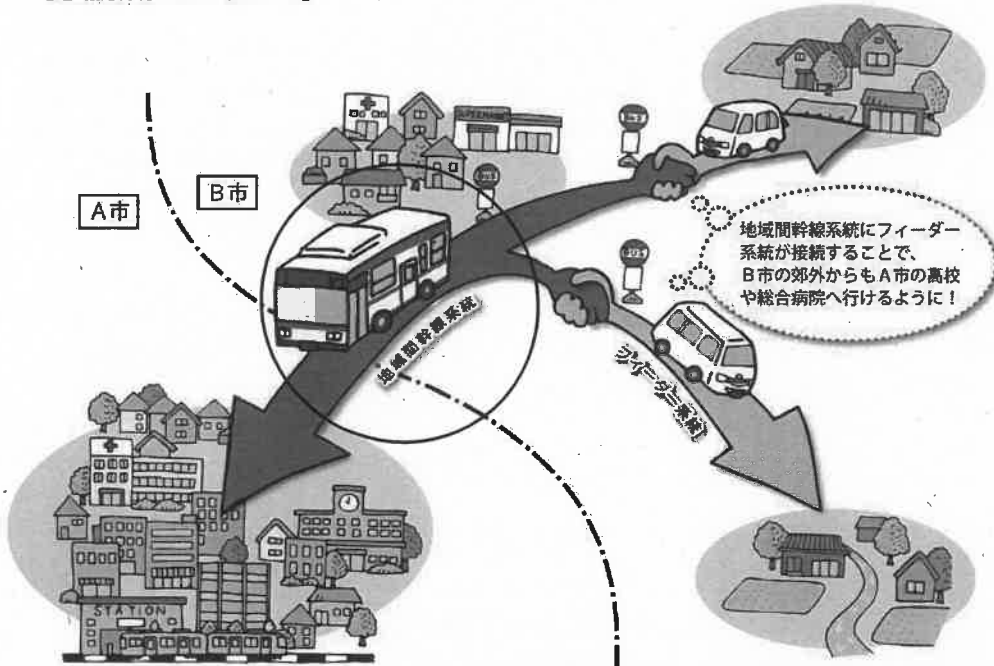


地域間幹線バスに対する国の補助制度について

【地域間幹線系統補助制度】

通学や通院等のために重要な役割を果たす広域的な路線バスのうち、事業採算が確保できない系統を維持するため、国が補助する制度

【地域間幹線バスのイメージ】



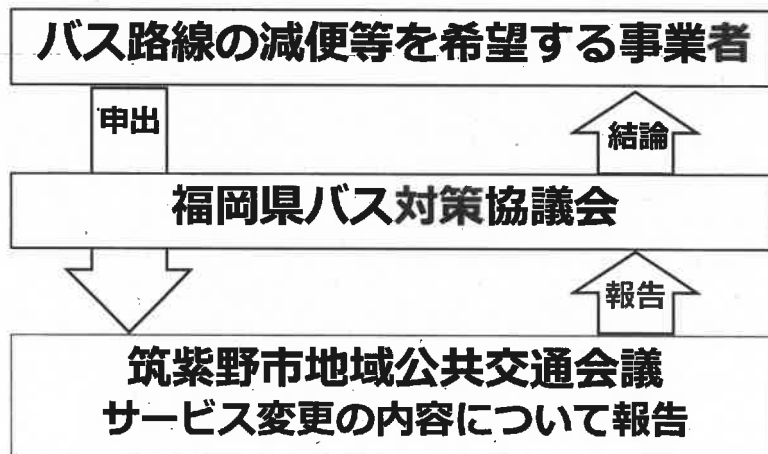
星ヶ丘線は
令和4年度から
補助対象路線に認定

引用:乗合バス事業生産性向上策の評価・検討に関する検討会資料

減便の申出について市地域公共交通会議での協議

地域間幹線系統補助金等を受けているバス路線のサービス変更を行う場合、本会議に内容を報告し、その結果を福岡県バス対策協議会に報告する必要がある。

～国等の補助を受けて運行する路線の減便の申し出に関する手続きの流れ～



星ヶ丘線 ダイヤ改正について

—自動車事業本部 営業部 営業第二担当—

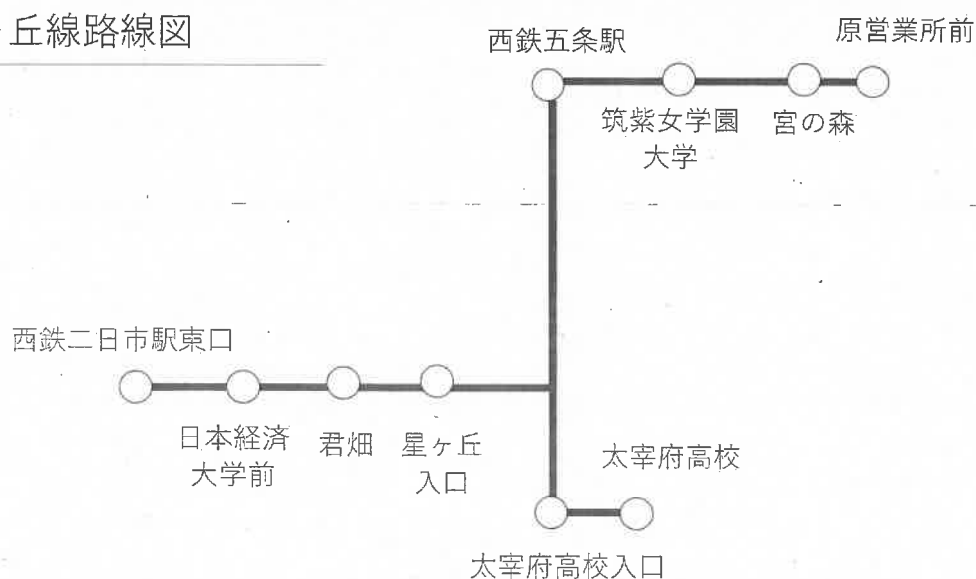
2023年7月

まさに、夢を描こう。



星ヶ丘線概要

■ 星ヶ丘線路線図



太宰府市・筑紫野市を跨ぎ、西鉄二日市駅～太宰府高校～西鉄五条駅を主系統とする路線バス

星ヶ丘線概要

実働車数 4台 (1台：中型バス 3台：小型バス)

仕業数 平：6仕業 土：5仕業 日祝：4仕業

運行回数 平：99回 土：84回 日祝：64回

輸送人員/日 平：1,185名 土：893回 日祝：450回

運行系統 5系統

- ・西鉄五条～五条～原営業所
- ・西鉄二日市駅東口～緑台公民館～太宰府高校入口
- ・西鉄二日市駅東口～緑台公民館～西鉄五条駅
- ・西鉄二日市駅東口～緑台公民館～太宰府高校
- ・西鉄二日市駅東口～直行～太宰府高校

収支状況 R4年度 ▲12,408千円
※補助年度

平均乗車密度 2.8名

星ヶ丘線概要

■ 星ヶ丘線の課題

- ① 西鉄五条～太宰府高校間の利用状況が芳しくなく収支が厳しい

		西鉄二日市駅東口	
	太宰府高校	880名	67%
西鉄五条	270名	162名	
	21%	12%	

※2022.10.4～10.6の1日平均

- ② 西鉄五条～太宰府高校間の道幅が狭隘であり、運行車両4台中3台を**小型バス**で運行しているため、朝の通学時間帯に積み残しが発生
- ③ 来春法施行予定の改善基準告示（1日の拘束時間）に違反する可能性のあるダイヤが存在

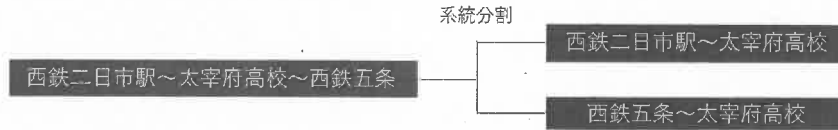
2023年10月1日にダイヤ改正を実施し、対応を行う。

星ヶ丘線ダイヤ改正内容

実施予定日 2023年10月1日 (日)

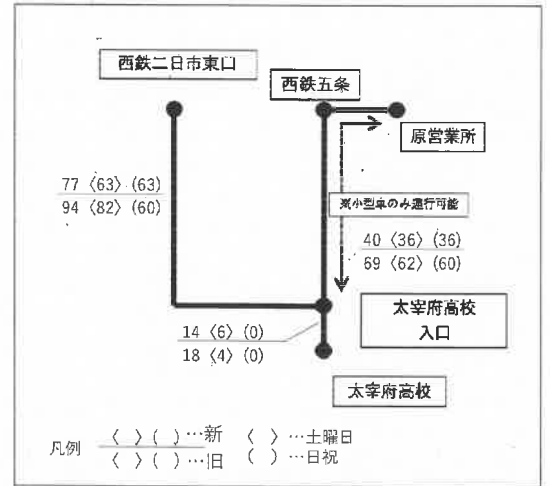
改正内容

① 系統整理および需給調整



② 車両台数および車両タイプの変更

- ・ 上記需給調整により、車両1台減 (現:4台→新:3台)
- ・ 小型車両を中型車両へ変更 (現:1台/4台→新:2台/3台)



星ヶ丘線ダイヤ改正内容

西鉄二日市駅東口 イメージ時刻表 (平日)

現	行先	太宰府高校	西鉄五条	太宰府高校入口	太宰府高校	本数
	經由	直行				
	行先番号					
	5時					0
	6時		17 53	10	40	4
	7時	21 41	30			3
	8時	11	02 24 53			4
	9時		38	18		2
	10時		01 27 54			3
	11時		12 58			2
	12時		12 42			2
	13時		29			1
	14時		12 42			2
	15時		12 28 42			3
	16時		22 54		02	3
	17時		25 35 54		05	4
	18時		25 40		14 54	4
	19時		25 54		34	3
	20時		24 54			2
	21時		22 52			2
	22時		22			1
	23時		12			1
	24時					0
	合計(便)	3	35	2	6	46

新

新	行先	太宰府高校	西鉄五条	太宰府高校入口	太宰府高校	本数	差
	經由	直行					
	行先番号						
	5時					0	0
	6時		25	53		2	▲ 2
	7時	20 41	28			3	0
	8時	16	30	01 50		4	0
	9時			15 45		2	0
	10時			15 35		2	▲ 1
	11時			20 35		2	0
	12時			05 30		2	0
	13時			00 30		2	1
	14時			00 30		2	0
	15時			02 20 55		3	0
	16時			50	20	2	▲ 1
	17時			40	20	2	▲ 2
	18時			05 43	25	3	▲ 1
	19時			25 55	05	3	0
	20時			20 50		2	0
	21時			20 50		2	0
	22時			20		1	0
	23時					0	▲ 1
	24時					0	0
	合計(便)	3	3	29	4	39	▲ 7

星ヶ丘線ダイヤ改正内容

西鉄五条 イメージ時刻表 (平日)

現

行先	西鉄 二日市	原営業所	本数
經由			
行先番号			
5時	57		1
6時			0
7時	00 17 57		3
8時	29 52		2
9時	20		1
10時	05 34 54		3
11時	23 47		2
12時	46	23	2
13時	20 56	07	3
14時	18 44		2
15時	09 39 55		3
16時	18 49		2
17時	24 52		2
18時	09 35 53		3
19時	14 55		2
20時	25 54		2
21時	25 54		2
22時	46		1
23時		34	1
24時			0
合計(便)	34	3	37

新

行先	西鉄 二日市	太宰府高 校入口	原営業所	本数	差
經由					
行先番号					
5時	57			1	0
6時				0	0
7時	00			1	▲ 2
8時	00			1	▲ 1
9時		10	36	2	1
10時		48		1	▲ 2
11時		28		1	▲ 1
12時		23		1	▲ 1
13時		46		1	▲ 2
14時		23		1	▲ 1
15時		14 46		2	▲ 1
16時		14 54		2	0
17時		23 54		2	0
18時		35		1	▲ 2
19時		15		1	▲ 1
20時		30 58		2	0
21時		57		1	▲ 1
22時				0	▲ 1
23時				0	▲ 1
24時				0	0
合計(便)	3	17	1	21	▲ 16

星ヶ丘線ダイヤ改正内容

太宰府高校入口 イメージ時刻表 (平日)

現

行先	西鉄五条	西鉄二日市	太宰府 高校	本数
經由				
行先番号				
5時		54		1
6時	37	07 14 27 39 56	50	7
7時	03 42	11 28 37		5
8時	14 36	00 08 27 40		6
9時	05 50	03 31 48		5
10時	13 39	16 45		4
11時	06 24	05 27 58		5
12時	10 24 54	57		4
13時	41	31		2
14時	24 54	07 29 55		5
15時	24 40 54	20 50		5
16時	34	06 20 29	14	5
17時	06 37 47	00 23 35	17	7
18時	06 37 52	03 20 32 46	26	8
19時	37	04 12 25 52	06 46	7
20時	06 36	06 35		4
21時	04 32	04 35		4
22時	02 32	04 56		4
23時	22			1
24時				0
合計(便)	35	48	6	89

新

行先	西鉄五条	西鉄二日市	太宰府 高校	本数	差
經由					
行先番号					
5時				0	▲ 1
6時	35	07 24 39		4	▲ 3
7時	40	05 11 36 57		5	0
8時	42	11 15 32		4	▲ 2
9時	28	04 32		3	▲ 2
10時	58	02 32		3	▲ 1
11時	53	07 27 56		4	▲ 1
12時	33	14 44		3	▲ 1
13時	05	14 44		3	1
14時	11 52	16 44		4	▲ 1
15時	23 57	28		3	▲ 2
16時	27 56	02 38	32	5	0
17時	33	04 38 54	32	5	▲ 2
18時	07 48	14 38 54	32	6	▲ 2
19時	28	18 34	12	4	▲ 3
20時	42	04		2	▲ 2
21時	27	02 32		3	▲ 1
22時	21	02		2	▲ 2
23時				0	▲ 1
24時				0	0
合計(便)	21	38	4	63	▲ 26